

第二十六回国会 衆議院 商工委員会 議録 第二十九号

昭和三十三年四月二十二日(月曜日)
午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君
理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君
理事笹本 一雄君 理事西村 直己君
理事加藤 清二君 理事松平 忠久君
阿左美廣治君 岡崎 英城君
川野 芳滿君 菅 太郎君
佐々木秀世君 齋藤 憲三君
椎名悦三郎君 首藤 新八君
田中 角榮君 中村庸一郎君
南 好雄君 横井 太郎君
春日 一幸君 片島 港君
佐竹 新市君 永井勝次郎君
帆足 計君 水谷長三郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 水田三喜男君
出席政府委員
總理府事務官 坂根 哲夫君
公正取引委員 會事務局長
通商産業 政務次官 長谷川四郎君
通商産業事務官 松尾 金藏君
(大臣官房長) 川上 爲治君
通商産業事務官 今井 善衛君
(中小企業庁長) 委員外の出席者

大藏事務官 塩崎 潤君
(主税局税制 第一課長) 専門員 越田 清七君

本日の会議に付した案件

中小企業団体法案(内閣提出)外三案

第一類第九号 商工委員会議録第二十九号 昭和三十三年四月二十二日

について参考人出頭要求に関する件
中小企業団体法案(内閣提出第一三〇号)

中小企業組織法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第二号)

中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第七号)

中小企業の産業分野の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第五号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第六号)

○福田委員長 これより会議を開きます。

この際参考人の出頭要求の件についてお諮りいたします。中小企業団体法案、並びに中小企業組織法案、中小企業の産業分野の確保に関する法律案、及び商業調整法案審査のため、参考人の出頭を求め、各案について意見を聴取することにいたしたいと存じます。

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお日時、参考人の選定等につきましては委員長の御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 中小企業団体法案、中

小企業組織法案、中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、中小企業の産業分野の確保に関する法律案及び商業調整法案、以上各案を一括議題とし審査を進めます。質疑を継続いたします。春日一幸君。

○春日委員 まずこの団体の母体ともなります独占禁止法との関係について通産大臣にお伺いいたしたいと存ずるのであります。まず第一番に、独占禁止法はわが国の経済活動の組織を、自由にして公正なる競争の原則に立たしめることを法定したものであって、わが国における経済行為は原則としてしましてこの法律の規定の範囲内においてのみ許される、この趣旨に反したことは当然容認されるべきものではない、こういうふうな理解をしておるのではありません。これに対する大臣の御見解をまずお伺いをいたしたいと存じます。

○水田國務大臣 もう御説の通りだと思ひます。

○春日委員 そういたしますとさらに念のために伺うのでありますが、この独占禁止法はこのような基本的理念に従ひまして、いい品物が安く売れるように、その経済行為の方式を規定しておる。従ひましてこれに反する一切の経済行為並びにそういうような経済の方式、これもまた厳禁に禁止をいたしておるのでありますから、従ひまして他の政策上の必要があつて特別立法を行うような場合でも、やはりいい品物が安く売れる態勢が阻害されるような

法律、あるいは阻害されるようなおそれのある法律は、これは厳に慎しななければならぬと考えますが、これに対する、これまた大臣の御見解を伺つておきたいと存じます。

○水田國務大臣 それも同様だと思ひます。

○春日委員 そういたしますとこの際公正取引委員長は――本日坂根事務局長が委員長代理で御出席に相なつておるのであります。私は基本的な独占禁止法の理解についての二つの質問をいたしました。これに対する公取の意見、なおさらにこれに敷衍いたしました。この独占禁止法の基本的な理念についてこの際お述べをいたしたいと存じます。

○坂根政府委員 ただいま通産大臣からお答えいただきましたように、独占禁止法は経済活動のある意味の基本法でございます。第一条にその目的をうたつておりました。これはここで読みましたまでもなく皆さんの方がよく御存じであります。要するに独占禁止法は私的な独占、不当な取引制限及び不公正な取引を禁止いたしました。そして、その事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法によります生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することによりまして、公正かつ自由な競争を促進して、事業者のイニシアチブを発揮させる、こういうことで事業者のイニシアチブを発揮させますと従つて事業活動が盛んになり

ます。そうしてエンプロイメント及び国民所得水準を高め、もつて一般の消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とすると、第一条にきわめて政策的目的を掲げております。その目的によつてこの法律が運営される、こ

う御了承願ひたいと思ひます。

○春日委員 この際通産大臣並びに公取に対して特に明確にいたしておかねばならぬ一点があると存するのであります。それは今坂根事務局長からも御見解の表示がありました。なお通産大臣からもそれぞれ御見解の表示があら

はわかれ、ことごとくその限界にわたつておられません。ところがこの際明確に理解しておかねばならぬことがあると存するのであります。それは独占禁止法の目的とするものの本体、これが何であるかという点についてであります。すなわちこの独占禁止法の真のねらいは、この第一条では必ずしも読んでそのまます了解できるような表現になつておりません。と申しますのは、独占禁止法の真のねらいは消費者の利益を確保するためのものであるのか、あるいはまたこれは関係業者の利益を確保するためのものであるのか、もとよりこの独占禁止法は私的独占の禁止、公正取引の確保、これにあるのであります。当然この法律は関係業者の利益を確保する事柄の効果を多くねらつてゐる。そうして最終的にはこの第一条にうたつております通り「以

て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的健全な発達を促進することを目的とする。と書いてありますけれども、この法律並びにこの法律から発生するところのいろいろな特別立法が関連事業者の利益と消費者の利益とが相対立するような二者択一に迫られた場合に、たとえば今回の団体法なんかは私に該当すると思うのでありますが、こういうような場合、独占禁止法の真のねらいは、すなわちわが国の経済憲章の真のねらいというのは、消費者の利益を確保することのために万全の措置が講ぜらるべきものであるか、あるいはまた関係事業者の事業の安定をはかることのために消費者の利益はときに相当の調整、制限を受けてもやむを得ないという仕組みになっておるのであるか。これはこれからこの団体法を審議していく上におきまして重大なキー・ポイントの分れ目になると考えますので、この点についてまず最初に公取の専門的な御意見を伺って、それから通産大臣の御所見をあわせてお述べいただきたいと思います。

○坂根政府委員 考えようによりましては非常にむずかしい問題であります。が、今私がお読みいたしましたように、独占禁止法の真のねらいというのは、あるいは消費者のためとかまたは事業者のためというように二者択一にお考えにならないで、むしろその相反する二つのものが総合され、あるいは止揚された意味におきます一般消費者の利益と申しますか、そういうものが「国民経済の民主的健全な発達を促進することを目的とする。」その目的を達するには公正かつ自由な

競争を促進すること以外には適切な方法はないと思われ、こういう建前かと思われ。これはあるいは当らないかも知れませんが、生産者といえども原料を買うという意味では関連事業者であり消費者でありますから、その辺はどうも二者択一という場合には考え得られないのではないかと、こういうふうに考えます。

○水田国務大臣 私の方も同じで、究極の目的は、そういう関連者の利害を調整し、国民経済全体の利害の調整によって健全な発達をはかる、公共の福祉ということがやはり最後の目的であると私も考えております。

○春日委員 この問題は、私も「国民経済の健全な発達」という抽象文字を分解いたしますと、当然消費生活が健全なものでなければならぬ、安定したものでなければならぬ、また消費生活者に消費物資を供給するその根拠であるところの経済関係者事業者等々の事業がこれまた安定したものでなければならぬ、これは相互の関係において片一方が不健全であって片一方のみが健全であらうはずはない、こういう理解において、私も別途中小企業組織法案を出しております立場において、当然関係事業者の安定をはかりつつ消費者の利益をさらに確保していくというところにおいては、この独占禁止法第一条の目的を完全に把握しておると思っております。ところが、その各手続の段階において特に消費者の利益を確保する方に重点が置かれます場合、結局、関連事業者の利益が一〇〇%の要求があった場合、それを八〇%なり六〇%なりに削減して一定の調整、制限を加えていく

必要があると思う。二者択一という場合があったときのことは私は言っております。この場合抽象的には二者択一という場合はあり得ない、いずれも相互の関係において両者の利益を確保していかなければならぬというそれはわかるのであります。が、こういうような、たとえばカルテル行為を容認するとか何らかの特殊立法を行います場合、そのことによって消費者の利益が大幅に制限される、こういうようなときにいずれをとるか、問題はそこにあるのであります。すなわち、この独占禁止法の最終的なねらいは、真に消費者に重点がより多く置かれておるのであるか、あるいはその関係事業者の利益により多く重点が置かれておるのであるか、わが国の経済憲章の真のねらい、最終的なねらいは何であるか、かりに二者択一の場合——私はこれをかりに二者択一と言っておりますけれども、これは断じて仮定の理論ではございせん。そういうような問題につきましては、不況に対処するための共同行為容認のことを独占禁止法の二十四条の三にずっと規定をいたしております。そういう場合においては一定の条件がなければならぬ、消費者の利益をまず優先に確保しつつ、なおかつ関連事業者の不況に対処するためのカルテル行為容認の一つの範疇がここに厳密に規定してあると思う。従いまして、消費者の利益とそれから関連事業者の利益が相対立する場合、いずれをとるべきものであるか。独占禁止法の真のねらい、最終的な精神はどこに置かれておるか、この点を一つ明確にしてから、この団体法の中身に入っていくべきかと考えますので、これは一つ公正取引委員

会から、あなた方はこの独禁法のとにもかくにも船頭さんでありまして、もしもあなた方の判断が誤れば、船は、わが国の経済は、とんでもない方向に参ります。でありますから一つ責任ある、權威ある御答弁を願っておきたいと存するわけであります。

○坂根政府委員 ただいまの事業者と消費者の二者択一の問題でございまして、これはいろいろ抽象的な問題になりますと議論にわたりますが、幸い春日先生の御指摘になりましたように独占禁止法としては二十四条の三に独占禁止法の一つの除外をする場合の適用の限界を示しておるわけであります。それが二十四条の三の不況カルテルの認可の要件でありまして、認可要件が四つございまして、第一は二十四条の三の不況の事態の場合の説明をいたしまして、こういう場合に不況カルテルを結ぶのだ、その事態を克服するため必要な限度は越えない、第二は、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと、第三は、そのカルテルが不当に差別的でないこと、第四には、そのカルテル行為が参加し、またはそのカルテル行為から脱退することを不当に制限しないこと、これは今日までの適用除外の一つの限界の線を示しておると思えます。これが公取としての具体的な一つの考え方でありまして。

○春日委員 私は言葉じりをとらえるわけではございませんが、今坂根局長は一応現在までのという表現を用いられております。一応ということは一応の基準を示すものであって、例外も多々あり得るということが私は言外のニュアンスとして判断し得ると思うのであ

りますが、ここで私はただしておかねばならぬことがある。それは、それが一応であるならば従来まで不況カルテルあるいは合理化カルテル、さまざまカルテル行為が容認されておると思ふ。不況に対処するための共同行為も、しばしばあなたの方が独占禁止法のこの規定に適用を除外した立法が行われておると思う。あるいはそういう経済活動を容認しておると思う。ところが第二十四条の三の四項に「一、二、三、四とありますが、その中で特に伺いたいことは、そういうような今までのあなたの方のこの独禁法の執行を通じて、「共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと」という、いうならば加入脱退の自由の原則を、かつてこれを適用除外して、そうしてそのカルテル行為を容認した前例があるかどうか、この点を明確にお述べを願いた

いと存じます。なお局長は一応と言われたが、本日まで一応ということでは、これは決定的な、あるいは厳密に断じて例外を認めないというのとはいふん違うと思うのです。一応ということが言葉のあやで表現されたのであるか、あるいは心あってそういう表現を用いられたのであるか、具体的に過去の事例をお述べ願いつつ、この一応という表現の中身を、なお独禁法の他に適当な条文がありますならば、その法律に準拠してお述べを願いたいと存するわけであります。

○坂根政府委員 ただいまの加入脱退の自由の制限、今日までわれわれがその除外を認めた例があるかという御質問でございまして、これを今日まで

認めた例はありません。それからちよつと言葉じりて春日先生からおしかりを受けましたが、今日まで適用除外の原則はこのラインでやってきておりますから、その点はよろしく御了承願いたいと思ひます。二十四条三のラインでやっております。

○春日委員 ちよつと私聞き漏らしましたが、最後の語尾が不明確でありました。一応ということば言葉のあやであつて、何らお考えになつておる内容はない。ということばは、あらゆる、公正取引委員会としては責任重き独占禁止法の番人として、わが国の経済憲章の管理の責任者として、この加入脱退自由の原則を除外してカルテル行為は容認すべきものではない、こういう大確信の上にお立ちになつておるのか、この点を明らかに述べを願ひたいと存するのであります。

○坂根政府委員 私としてはそう考えております。ただしこれは公正取引委員会という一つの合議体がございます。が、私の了承しておる限り、委員会も今日そうやってきておると承しております。

○春日委員 よくわかりました。

そこで私は水田通産大臣にお伺いをいたしたいのでありますが、これは先般岸総理にもお伺いをいたしました。けれども岸さんは他の用件が重なりまして十数分で本委員会を退去されましたので、従つて問題の核心について明らかにすることができ得なかつたのであります。この際、所管大臣としての責任において明らかにしていただきたいことがある。それは当時岸さんにもお伺いをいたしましたのでありますが、わが国の憲法はわが国行政の基本法で

ある。たとえば基本的人権、あるいは一つの例をあげますならば、労働者には憲法二十一条でありましたか、団結の自由並びにその行動の自由がある。労働組合を結成し、ストライキを行うの権利が労働基本権として認められておる。ところが現に、そのことのよしあしは別といたしまして、石炭並びに電力関係はストライキの規制法という特別立法が行われてまして、そうして労働基本権というものに対して制限を与えております。その他さまざまな制限立法が行われておると思ふのであります。私が先般伺ひましたのは、憲法の中のこれだけは断じてその調整、制限することを許されないという事柄があるであらう、たとえば交戦権を放棄しておる事柄であるとか、あるいは議會制度の問題であるとか、私有財産権尊重の原則であるとか、こういうような基本的原則、すなわち他の立法によつて議會制度を否認するやうな立法とか、私有財産権を全然否認するやうな立法とか、あるいは戦争を行う交戦権回復の立法とか、こういうことは現在の憲法が存する限りは、これは特別立法を許されないものとわれわれは理解いたしております。憲法を改正することなくしては、現在の憲法のもとにおいてその基本精神に反する、これを侵害するところの特別立法は許されない、これが一つの例であります。さすれば独占禁止法はわが国における憲法である、経済憲章である、一切の経済行為というものの原則がこの法律によつて厳密に規定されておる。たゞいま坂根事務局長が答へられたところによりますと、事務局長はもとよりのこと、公正取引委員会としての機関の

決定は、これは少くともカルテル行為を容認する場合、金科玉条としてこの第二十四条の三の四項の四、すなわち加入脱退の自由の原則というものは、あらゆる場合においてこれを取りはずすというところは許されない、こういう工合に言われておる。いうならば、たとえば議會制度を否認するやうな特別立法が行われて憲法を無視するやうなことが許されないと同じように、独占禁止法そのものを圧殺してしまふやうな特別立法は許されない、こういう工合に私は理解をしておるのであります。私ども新聞その他によつて承知をいたしております範囲内においては、この加入脱退自由の原則をめぐつて、閣議においても公正取引委員長と通産大臣その他において、相当問題を取り下げての論議が行われたと聞いております。公正取引委員長の意に反して、特にこの閣議が押し切られたといふところに国民は大きな不安の念を抱いておる。私は許すべからざるどころの、経済憲章のその金科玉条とも、生命ともなるべきところの第二十四条の三の四の四、これを特に否認せんとする団体法のあり方、これに私どもは非常にその危険を感じざるを得ないのであります。あえてこのことをなさんとする理由は、何であるか、この際大臣から、今までの法律が立案される経緯等の御報告をも含めて、一つ確信ある御答弁を願ひたいと存するのであります。

○水田通産大臣 憲法論になつて恐縮ですが、国民の基本的人権というものは憲法によつて保障されております。が、近代憲法の理念として、憲法に保障されている人権がいかなる場合に制限を許されるかと申しますと、これが公共の利益というものに關する限り、憲法保障のいろいろな権利も制限をすることが許されるというのが近代の憲法論でございます。従つて所有権といふものは不可侵だといわれておつても、公共の用のためには土地収用法とか、そういうものによつて個人の所有権は公共のためには制限を許されることがございまして、現行憲法のものにおいてもそういうものはたくさんあろうと思ひます。国民の団体への加入脱退の自由といふことも基本的な人権ではあります。現に今の法制下におきましても司法書士は全員あの団体に加入しなければならぬとか、弁護士といふものは全部弁護士会に加入しなければならぬといふふうな、一般公共のためにこれが必要だといふ場合には、この原則を曲げて行なつておる例もたくさんあるという実情でございます。従つてこの団体法における加入の問題でも同様でございます。商工業者があらゆる調整事業をやつてもどうして事態の克服がでない、これを放置しておいたらひとりその関連業界だけじゃなくて、全体の国民経済に大きい影響を与えて、ひいてはそれが国民福祉といふものに影響するといふやうな臨時緊急の事態においては、政府が権力を持つて一定の命令ができるというものが今までの建前でしたが、政府が権力によつて一定の事項を指示して命令をするというなら、むしろ業界の希望によつて、業界が員外者を加入させてくれるならお互いの相談によつてこの克服はできるのだといふ一定の力を持つておるときには、その希望によつてそういうことをさせて、内部におい

てそういう事態の克服に協力させるといふ方が、政府の命令によつてやるよりはなお民主的じゃないか。しかもそういう命令はよくよくの場合でなければありませんので、強制加入を命じたという場合には、その事態がなくなればすぐにそれを解除してしまふ、もう臨時緊急の場合に限る、しかもそうすることが国民の福祉にとつて重要な影響があるといふときに私どもはやろうといふことで、憲法論に衝突するわけではございませんし、これをやることにすぐ政府の権力によつて命令一本であり、しかもそれをやることにやつて業界の事態が克服され、これが国民経済全体にいい影響を与えるといふやうなときには許されて少しくかまわな

い。これを金科玉条として、そういうところの弾力性を欠くやり方といふものが必ずしもいいとは思ひませんので、私どもは今度の団体法におきましては、どちらがいいかと比べたら、そういう事態に立ち至つたときに強制加入命令を出す方が、まだ員外規制命令をいきなり出すよりも民主的じゃないかと考えておる次第であります。

○春日委員 その程度の御意見は、これは中学生の公式論みたいなもので、私もかねて承知いたしておりました。基本的人権が公共の福祉のために制限をされた場合の事例はたくさんあります。たとえば現在におきましても、国家経済の權威ある角度からいろいろ必要が生じた場合、たとえば酒、タバコ、たばこの販売については許可認可とか、あるいは輸送事業、タクシーその他についても許可認可とか、いろいろ

限を許されるかと申しますと、これが公共の利益というものに關する限り、憲法保障のいろいろな権利も制限をすることが許されるというのが近代の憲法論でございます。従つて所有権といふものは不可侵だといわれておつても、公共の用のためには土地収用法とか、そういうものによつて個人の所有権は公共のためには制限を許されることがございまして、現行憲法のものにおいてもそういうものはたくさんあろうと思ひます。国民の団体への加入脱退の自由といふことも基本的な人権ではあります。現に今の法制下におきましても司法書士は全員あの団体に加入しなければならぬとか、弁護士といふものは全部弁護士会に加入しなければならぬといふふうな、一般公共のためにこれが必要だといふ場合には、この原則を曲げて行なつておる例もたくさんあるという実情でございます。従つてこの団体法における加入の問題でも同様でございます。商工業者があらゆる調整事業をやつてもどうして事態の克服がでない、これを放置しておいたらひとりその関連業界だけじゃなくて、全体の国民経済に大きい影響を与えて、ひいてはそれが国民福祉といふものに影響するといふやうな臨時緊急の事態においては、政府が権力を持つて一定の命令ができるというものが今までの建前でしたが、政府が権力によつて一定の事項を指示して命令をするというなら、むしろ業界の希望によつて、業界が員外者を加入させてくれるならお互いの相談によつてこの克服はできるのだといふ一定の力を持つておるときには、その希望によつてそういうことをさせて、内部におい

てそういう事態の克服に協力させるといふ方が、政府の命令によつてやるよりはなお民主的じゃないか。しかもそういう命令はよくよくの場合でなければありませんので、強制加入を命じたという場合には、その事態がなくなればすぐにそれを解除してしまふ、もう臨時緊急の場合に限る、しかもそうすることが国民の福祉にとつて重要な影響があるといふときに私どもはやろうといふことで、憲法論に衝突するわけではございませんし、これをやることにすぐ政府の権力によつて命令一本であり、しかもそれをやることにやつて業界の事態が克服され、これが国民経済全体にいい影響を与えるといふやうなときには許されて少しくかまわな

い。これを金科玉条として、そういうところの弾力性を欠くやり方といふものが必ずしもいいとは思ひませんので、私どもは今度の団体法におきましては、どちらがいいかと比べたら、そういう事態に立ち至つたときに強制加入命令を出す方が、まだ員外規制命令をいきなり出すよりも民主的じゃないかと考えておる次第であります。

○春日委員 その程度の御意見は、これは中学生の公式論みたいなもので、私もかねて承知いたしておりました。基本的人権が公共の福祉のために制限をされた場合の事例はたくさんあります。たとえば現在におきましても、国家経済の權威ある角度からいろいろ必要が生じた場合、たとえば酒、タバコ、たばこの販売については許可認可とか、あるいは輸送事業、タクシーその他についても許可認可とか、いろいろ

限を許されるかと申しますと、これが公共の利益というものに關する限り、憲法保障のいろいろな権利も制限をすることが許されるというのが近代の憲法論でございます。従つて所有権といふものは不可侵だといわれておつても、公共の用のためには土地収用法とか、そういうものによつて個人の所有権は公共のためには制限を許されることがございまして、現行憲法のものにおいてもそういうものはたくさんあろうと思ひます。国民の団体への加入脱退の自由といふことも基本的な人権ではあります。現に今の法制下におきましても司法書士は全員あの団体に加入しなければならぬとか、弁護士といふものは全部弁護士会に加入しなければならぬといふふうな、一般公共のためにこれが必要だといふ場合には、この原則を曲げて行なつておる例もたくさんあるという実情でございます。従つてこの団体法における加入の問題でも同様でございます。商工業者があらゆる調整事業をやつてもどうして事態の克服がでない、これを放置しておいたらひとりその関連業界だけじゃなくて、全体の国民経済に大きい影響を与えて、ひいてはそれが国民福祉といふものに影響するといふやうな臨時緊急の事態においては、政府が権力を持つて一定の命令ができるというものが今までの建前でしたが、政府が権力によつて一定の事項を指示して命令をするというなら、むしろ業界の希望によつて、業界が員外者を加入させてくれるならお互いの相談によつてこの克服はできるのだといふ一定の力を持つておるときには、その希望によつてそういうことをさせて、内部におい

てそういう事態の克服に協力させるといふ方が、政府の命令によつてやるよりはなお民主的じゃないか。しかもそういう命令はよくよくの場合でなければありませんので、強制加入を命じたという場合には、その事態がなくなればすぐにそれを解除してしまふ、もう臨時緊急の場合に限る、しかもそうすることが国民の福祉にとつて重要な影響があるといふときに私どもはやろうといふことで、憲法論に衝突するわけではございませんし、これをやることにすぐ政府の権力によつて命令一本であり、しかもそれをやることにやつて業界の事態が克服され、これが国民経済全体にいい影響を与えるといふやうなときには許されて少しくかまわな

そういう基本的な営業権といえますか、職業選択の自由の原則等においても、現実にはそういう事例はあります。けれども、これは特定少数の、その事業そのものが国家経済のために、公共の福祉のためにという角度からいろいろ判断されて、その業種だけを指定して、あらゆる角度から判断して、それが消費者の利益を阻害しない、基本的人権を侵すことではない、そしてそのことを制限することなくしては公共の福祉が保たれない、こういうときにのみ、そういう特殊の立法と申しました。うか、特殊の調整が行い得ておるのであります。ところが私どもが指摘せんとするところは、今回の法律は不特定多数一切の業種、一切の経済活動に対してやる。従来の公正取引委員会が、少くともこの公正取引の生命とも目されるべきこの第二十四条の三の四の四、これが圧殺されるということに対して非常な危険を訴えておるわけでありました。従いまして、今大臣の答弁によりまして、司法書士とか、あるいはまた弁護士とか——私はかつて大蔵委員会に席を置いておりましたが、先国会においては税理士の強制加入の法律も作りましたが、これは一つの経済行為——これが果して経済行為と目し得るかどうかは、これは別問題でありましたが、かりにその弁護士の活動あるいは司法書士の活動や税理士の活動を経済行為と仮定いたしましたも、これはいわゆる経済の流動の面において総合的な、有機的な関連性を生じてはいない。私どもが指摘せんとするところは、そういう特定のもののについては、そのものの限りの判断において、いろいろと支障があるかどうかを十分に検討

して、これは公共の福祉のために、あるいは基本的人権を尊重する憲法の原則の立場において支障なしとして法律を今まで通してきておる。ところが今度はこれは一切の経済活動に対して、これを禁止しよう、この法律を殺してしまおう、こういうことでありますから、これは問題が非常に重大であると考えられるわけでありました。私はあなたに警告的といつては語弊がありますが、特に申し上げたいことは、何といつても公正取引委員会は、さきにも申しました通り独占禁止法の船頭さんなんです。わが国の経済を船に乗せて、公正取引委員長が国民経済の健全なる発展の方向へとにかくかじをとつておる、そのかじとりが言つておるのです。第二十四条の三の四の四、これを無視したらたんとでもないことになるのだ、いうならば、この川をこんな方向へずつと進んでいったら、この川の先に滝つ瀬があつて、船がそこから滝の中へ転落してみんな死んでしまふ。わが国の経済はおおむねからざるところに突入するおそれなしとはしないといつて指摘しているのです。

私どもはただ一個条の法律論ではない、わが国の消費生活者の将来、わが国の経済の将来を深く案ずるためにこのことを論じているのです。だからお互いに面子にこだわらず、いかなれば、胸襟を開いてこの問題を論じ合わなければならぬと考えますから、一つそういう気持で私の質問に対して、もう経済的な影響、これをいろいろと、あなたも自民党の政策の総元締であられたのでありますから、当然経済現象についてははるうとであらうと思う。

ですから、よつてもたらされる経済的な影響をいろいろと御想像願つて、そうしてともにいい結果を得ようではありませんか。もとより政府と我々といえども、わが国の経済をこわしてやろうと思つてこんな立法をされるはずはない。けれども、はからずしてそういうような結果になれば、これはあとになつてどうすることもできない。岸さんがかつて商工大臣当時、価格統制をやつた、あるいは物動計画をやつた。中小企業をみなこわしてしまつて炭鉱へ追いやつた。今度平和になつて、いざ日本の産業を再建しようと思つたときに、みなスクラップにしてしまつて再建の実情に比べて、日本の経済は数年立ちおくれた。これは岸さんの作爲の悪ではない。不作爲の悪です。結局あなたが今よかれかしと立法せんとしておられて、かつて岸さんが経験されたように度を過ぎたことをやつたら、あとの後悔先に立たず、迷惑を受けるのは国民だけです。この立場から一つこの問題を考えなければならぬ。そこで私は加入脱退の自由の原則について、この第二十四条の三の四の四、特にこの規定があるということ、アウトサイダーの存在というものがカルテル行為のためには必要にして欠くべからざるものではないかと私は考える。私どもこの中小企業組織法を立法する過程において、特にこの問題を取り上げて探究をいたしました。たとえば自動車ブレーキと走つていく、ブレーキなしで走つていく。そうすれば事故は免れない。私たちがこの組織法を立法するとき、これは公正なる組合協定が発表されても、へそ曲りな

アウトサイダーによつて組合の協定が服されなければ、せつかくの調整行為はその効果を失う、この場合、加入命令が何か、そういう権力の介入やむを得ないのではないかと、あなた方がお考えになつたとは同じようなことも考へてみた。ところがそのことは結局その協同組合は自分の事業の安定をはからんとすることのみであり、たとえば生産数量の制限の場合も同様であります。たとえば価格協定の場合、十円で売れるものを十一円にしよう、とすれば群衆心理で度を過ぎたところの結果を見る場合がないとはいえない。そういうような場合、アウトサイダーがなければそれがブレーキをかけましよう。そんなことはやれません、そんな高い値段では売れませんというのを、アウトサイダーがおつて組合のその協定にブレーキをかけていく。ちやうど自動車でも自転車でも何でも、ブレーキなしで走つたら危険を生ずると同じように、アウトサイダーなしのこのカルテル行為は、これは特に行き過ぎる。そうしてまた経済人の持つ一つの習性が、ともすれば行き過ぎになりがちになる、そういう習性を持つておるのです。もうけんかなという、より一そうもうけたために、全部インサイダーになつてしまふ、ブレーキなしに走つてしまふという懸念を生ずる形になつて、そうして結局値段がはなはだ暴騰してしまふ、品物が悪くなつてくる、こういう形になりはしないかというのを案ずるのだが、公正取引委員会の事務局長は、この第二十四条の三の四の四、特にこれが必要である理由を一つ法律的にも、また経済現象の一つの事例をもあげて、この

際特に今までのこの条文を厳密に守つてこられたところの理由を明確にお述べを願いたいと存じます。

○坂根政府委員 カルテル行為に対して加入脱退の自由を特に独禁法制で求めておるのは、もとより独禁法制の建前が二条の私的独占あるいは不当の取引制限の禁止規定がございまして、それに該当するものはいかぬという建前でありまして、なるべくならば私的なトラストなりあるいは私的なカルテルは、企業の合理化意欲を失わせて、たまたまカルテルで申し上げれば、大体コストに近寄せる可能性が生じて、そこにカルテルを結んでいる産業の合理化意欲を低下させるということがございまして、なるべくならば今の春日先生の御質問の中にありましたように、アウトサイダーがあつて、アウトサイダーの活動によつて、カルテルの活動が行き過ぎないようにする、カルテルもみずから反省してやうていくというところに特にその加入脱退の自由を求めておる。これを条件としてカルテルを認めていくという問題があるかと考えております。

○春日委員 私どもがこの中小企業組織法を研究しておりました当時、独占禁止法並びに関連法律との関係をいろいろと研究したところによりまして、やはりブレーキなしでスピードを出す、乗物はともするとスピードが出過ぎるものだ。自転車でも自動車でもみんなスピードが出過ぎる。だからスピードの制限がある。やっぱり通行人に迷惑を与えないために、また彼自体がけがをしないためにスピードの制限があるが、その法律だけではだめなん

で、従つて乗物そのものにブレーキが
付してあるのです。だからそういう
意味でこのカルテル行為を容認する、
いうならば、この団体法はとにかくそ
ういう不況に対処するための共同行為
というものが目的であり、手段であり
ますから、その手段を通じて中小企業
安定の目的を達せんとするものであり
ますから、私は、公取が今まで堅持し
ております大方針すなわち加入脱退の
自由の原則はどうしても守らなければ
大へんなことになると考えるのです。
それで私はこの際大臣に虚心たんかい
にお伺いをいたしますが、特にこの強
制加入命令を發せんとするこの法律の
ねらいというものは、調整行為の機
能、効力を確保する、そこにあるので
あって、他意ないのでございませう。
う。他に何か目的がございませうか、あ
ればお伺いしたいと思ひます。

○水田國務大臣 大体目的はそこにあ
ります。ただ今まで獨禁法の運用を
私どもはやってきましたが、そこでこ
ういふ問題になつたときに、獨禁法が
占領時代に作られてあつただけアメリ
カ的な考えがやはり相当入つておるこ
とはいふまでもないと思ひます。そこでア
メリカ的な考え方は私的獨占を禁止す
るためにこつちう法律によつて運営す
る。しかしほんとうに國民經濟に重大
な關係を持つといふときには、政府の
やる行為は、こつちう法律にかかわら
ず一切がジャスティファイされる、こ
ういふ考えでありますので、値段をき
めるとかなんとかといううなことは
政府自身がやるのならこれはもう一切
かまわないう立場をとつておりま
すので、この調整行為の目的を果すた
めに、その手段としても政府が命令で

出すという方はもう簡單であつて、そ
れは一切をジャスティファイするの
だ、政府の命令といふのはオール・マ
イティだ、法律のいかににかかわらず
それをやればそれで獨禁法とは衝突し
ない、こつちういふ觀念で運営されて
おりますし、私どももさういふうな方向
で員外規制命令といふものをきめてお
ると思ひますが、これは必ずしもそれ
がいいとは限らないので、日本の実情
に即した、日本的な考えを運営の中に
入れてもちつとも差しつかえないだろ
うと思ひます。命令でやるにしても、強
制加入をやるにしても、政府が勝手に
やるんじゃない。民間団体が自主的に
こつちうしてくれと特別の決議をもつて申
し出たときに、それをしてやること
がいいか悪いかといふことは、第三者の
意見も聞くし、公取とも協議してきめ
るといふ慎重な手続をとつてやるん
な、命令によつてもいいし、命令でな
くて、その前にみな組合に入つて内
部でお互いが調整してやるというの
からそれに従つてもいいじゃないか、政
府としてはどちらを選んでもかまわな
い。要するに民間から自主的にさうい
う申し出があつたときに、政府は受け
身になつてどちらかをきめるといふ立
場で、いきなり命令を出すという、そ
れ一つでなくとも、業界がほんとうに
みなが團結して事態の克服ができる
こつちうふうな業界自身が考えてさうい
うことを申請してきた場合には、政府は
こつちうしるというのじゃなくて、さう
いふ団体に入つて、さうしてお互いが調
整行為に参加しろといふことをやる方
が、運営としては民主的じゃないかと
いふふうな考へて、今までなかつたこ
とでございませうが、新しくこつちう運

用の方法を私どもは考えたといふこと
でございまして、これを政府としては
別に悪い意見だとは思つていません。
政府部内には法制局もございまして
で、法制局とも十分そこの法律的な
相談はいたしました。しかし今までも
獨禁法の運営をやつておつた公正取引
委員会の意見といふものはあつたので
ございませう。ここの相談においてこ
の一点がまともになつたことは御承
知の通りでございませうが、政府とい
しましては、當然政府の責任において
解釈し決定する権限がございませう。
で、閣議ではさう決定したが、公正取
引委員会からは、自分の意見もこの商
工委員会を通じて審議の過程において
皆さんに決定していただく、こつち
う態度で政府は臨んでいられるのでござ
いますから、これは十分検討して下さ
つて差しつかえないし、また検討して
いただきたいと思つております。私ども
の考えは今まで申し述べた通りでござ
います。

○春日委員 私が質問をいたしました
のは、結局あなたの方の真のねらいは、
すなわち強制加入命令を發したいとい
うところの必要性は、結局組合が決定
したところの調整計画の機能、効力を
確保せんとするところがねらいなん
でございませう。それ以外にありませ
んね。

○水田國務大臣 そうでございませう。
ただその目的を果すための手段として
こつちう方法ではどうかという問題だ
けでございませう。

○春日委員 他に一案があつて、ある
いは他に補充のこれにかかわるところ
の手段があつて、真にあなたの方がね
られておりますところの、すなわち調

整計画の機能が確保できるという態勢
がはつきり確立すれば、こつちう加入
命令は削除しても差しつかえないとお
考へになりますか、この点を一つ伺
います。いや、しかし、今さういふ結
論的なことを伺うのはなほ早いかと考
へられますので、もう少しその前にお伺
いをいたしますが、私どもの研究の
限界では、こつちういふ想定も立ち得るの
です。これは一つ深く聞いていただき
たい。規制命令すなわち強制加入さ
しでもなおアウトサイダーがあつて、そ
の調整計画に服従しない、そのときに
は服従命令が出されるわけなんです
ね。この服従命令は、政府が調整規程
そのままだけではない、組合の調整規程を
参照して、政府の独自の判断で制限内
容を決定するといふ仕組みになつてお
ります。団体法五十六條、ちよつと目
を通していただきたいと思います。『事業活
動の規制に関する命令』だといふこと
だ書いてあるけれども、これを要約す
れば、この規制命令は政府が調整規程
を参照して政府独自の判断で制限の内
容を決定して、さうして政府の責任に
おいてこの服従命令が發し得る、こつ
ちう工合に理解ができると思ひます
が、そのように理解して差しつかえあ
りませうか。

○川上政府委員 その通りであります。
○春日委員 次いで伺ひます。さうす
ると今度加入命令の場合はこれと違
うのです。加入命令の場合は、加入命令
によつて員外者たりし者が員内者にな
ることによつて受ける拘束は、これは
調整規程であります。この調整規程は
組合の決議に基づくものであるから、そ
の公正度といふものは低きものと断ぜ
ざるを得ない。こつちう低い調整規

程、と言つては語弊がありますけれど
も、たとえば前者は、服従命令を政府
が出す、この事柄のいい悪いは別とい
たしまして、その服従命令によつても
たらずところの経緯、これは政府が業
者から出されてきた調整規程といふも
のをのみにするわけではない。これ
を参照して政府が行政的立場に立つて
これが消費者の利益を不当に侵害し
ないか、関連業者の立場を不当に侵害し
ないか、いろいろな情勢を判断して、
さうして共同組織から出されてきた調
整規程を行き過ぎは是正し、足らざる
ところは補う、さうして政府の独自の
結論を新しく出して、服従命令を出し
ていく。ところがこの加入命令の場合
はさういふことになつておりません。
すなわち公正な判断といふものが加
わる場所がない。なるほど加入命令を
お出しになるときは、政府案では總
会の議決を五十八條で経て、六十條で
本人について聴聞をして、七十三條二
項で安定審議会に諮問をして、さうし
て九十條二項で公取に協議をして、そ
れから大臣命令を出す、こつちう一つの手
続規定を経てはおりますけれども――
各場所をずつと見て下さい、結局これ
は、この法律の条文その他から考えま
すと、加入命令については、その団体
のいわゆる調整計画すなわち組合が決
定した調整規程といふものの内容を精
査するといふ、こつちういふ機会といふ
ものはどこにもない。ただ加入するかし
ないかといふことについてのみ、こ
こにいろいろな論議が行われるだけなん
です。従ひまして本人が加入した場合
は、好むと好まざるにかかわらず組
合員になるわけでありませうから、調整
規程に服従せなければならぬ。さうす

るとその調整規程に反すれば過怠金その他組合内部の制裁を受けるという形になつてゐる、受けざるを得ない。その場合この調整規程というものは公正度が高はな低い。なぜかならば、これは組合が勝手に作ったものであつて、その中にはおそれるべきな指導者も経済人もおそれるけれども、やはり消費者の立場とか、関連業者の立場とか、あるいは国家社会の立場から、これが公正な調整規程であるかどうかといふことを十分論議しなければならぬといふこと、その調整規程の内容を審議するといふことはないので、この加入命令の場合は、一、二、三、四、五といふ段階を経て、各段階においては調整規程の内容に就いて論議するといふ、そういう機会とは与えられてゐない、だからそれが公正的確なものであるかどうかといふことは深く論議されない、ところが服従命令の場合はまた違ふ。これは安定審議会に諮つてゐるいろいろな問題がここで論議されてくるわけであり、調整事業の内容そのものに就いてこれを議題に供して論議される、そういう仕組みになつてゐるのです。従いまして、私がお伺いしたいことは、結局公正取引委員会というものは、これで調整規程というものが公正なものであるかどうか責任が持てないだらうと思ふ。真剣に公正なる取引といふものを守つていこうとするならば、調整組合が議決した調整計画といふものがどうであるかといふことを議題にして審議するのでなければ、そういう調整規程に服従するために員内者になれ、組合員になれといふ命令を私は容易に発し

得べき筋合いのものではないと思ふ。私はこの際、こういうような前提においてお伺いをしたいのであります。が、公正取引委員会は、この法律に基づいて、すなわち九十条第二項に基いて、公正取引委員会が通産大臣から加入命令について協力を求められた場合に、加入すべしという責任をもつてそれに對して意見を述べることができませんか。同意か反対かは別といたしまして、責任を持つて意見を述べることができませんか。坂根君からお伺いいたします。

○坂根政府委員 その問題は私も今の段階では、加入命令につきましては先ほど通産大臣が述べた通りです。たゞ、公正取引委員会としてはその加入命令の制限の内容を今いろいろ春日先生が申し述べられましたように、アウトサイダー命令の場合には、行政庁が非常な責任をもつて積極的に定めておる、従つて一般消費者及び関連業者の利益が慎重に検討される、そういう工合に配慮されておる、これに對して、加入命令発動後の調整規程は、行政庁の認可にはかかわつてはおりませんのであります。その内容は組合によつて決定されて、行政庁は消極的な立場において検討することとなつておるから、どうもその加入命令という制限の内容は、業界の利益に傾きやすいのではないかと、従来反対意見を述べておるわけであり

も、しかし大体において誠実におやりになつておると思ふ。だれも悪い結果にならうと思つてこんな大きな法律を作る人はいないのですけれども、この問題は中政連のいろいろな活動がありまして、政治力が不当に政府案に圧迫を加へたきらいがないし、私は誹謗するものではないが、これは天下何人もよくそのことを知つております。だからこの法律の提案を急ぐことのみならず、さすがの水田さんの細密な頭脳の判断をもつてしても結局中政連の怒涛のごとき圧力に押しまゝられてしまつたわけで、岸さんが中政連の顧問であられるようないろいろな関係も錯綜して、めんどくさいから通しちゃつて、あとは委員会が修正してちやうどというふうな気持ちで出している。少くとも私は良心高き水田さんがこのようなどうもない法律案をお出しになるはずはない。だから、そこで私はお伺いをいたしますが、事務局長も、何と意趣違はないけれども、わが国の経済といふものの公正健全なる発展をいねがふことの余り——このような委員会において、本来ならば政府の方針にたてつくようなことは今までもあり得ないけれども、公正取引委員会がその機関決定をあげて、この一点だけを固執しているゆゑのもの、これこそほんとうにわが国の経済の安定をいねがふ国に對する忠誠心以外の何ものでもないと思ふ。だから、私はこの際虚心にたんに手と野郎が譲り得べきところは譲り、正當な事情は正當に理解し合つて、超党派的な立場において、自説を固執せずして公正なるわが国の経済活動の基本といふもの

の厳守していかねければならぬと思ふ。大臣、私はあなたにお伺いをいたしますが、今坂根事務局長が、加入命令は受け身の形だから、従つて公正度は高はな低い、従つて国家機関として責任は負えない、こう言つておる。負えないようなものを、員外者たりしものは今までは服従する必要はなかったのだが、員外者たるものもこれは調整規程に服さなければならぬので、委員長、今日の法案の取扱いについてあなたの責任は重いのです。員外者たりしものは、今までのようなものは不正だから、インチキだから私は絶対服従しないといふので組合から脱退したりあるいは組合に加入せずしておつたのです。ところがその服従命令がくれば、員外者として過怠金、違約金を取られなければならぬ、組合の制裁を法律に基いて受けなければならぬのです。しかもその組合の調整規程なるものは、政府の機関自体が責任を負ふめと言つておる。すなわちなぜであるかといへば、関連業者並びに消費者の立場といふものが十二分にその中に組み入れられてはいないからと言つておる。ところが服従命令については責任が負えると言つておる。なぜかならば、組合から出してきた調整規程といふものは一つの原案であつて、この中小企業安定審議会がそれを議題に供して、これはどうであるか、ああであるかと精査することができ、そしてその原案を変えて、政府独自の案として服従命令が出し得るから、これは国家の責任であると言つておる。こういう関係であります。政府が責任も持てないようなものを国民に服従せしめる、服従せよと言つて発する加入命令といふものは公正を失すると思ふが、大臣の良心に訴えて、一つあなたの御見解を伺いたいと思ふのです。この点はちやうどややこしいからやめておこうといふことなら、なお、委員会が自主的に御検討願ふということなら、御答弁の必要はありませんが、その辺のところはどうです。

○水田國務大臣 私は良心を曲げてこの法案を出したわけではございませんで、今のこの問題につきましては、政府の中の行政委員会の意見もあり、その中で、慎重に検討し、与党側にも特別委員会ができて、政府、与党で非常に長い間かかつてこの検討をやりましたが、こういう方法が大体妥当だろうという自信の上で政府の意思を決定して出したものでございまして、あまり自信がなくなつたとか、良心を曲げて出したといふわけではございません。たゞし先ほど申しましたように、法律の決定権は国会にあるのでございまして、国会の審議において、あゝと云ふれば政府としては従わざるを得ないと思ひますが、この法案については、長い間党と政府の検討の結果、これがいいという自信の上で一応提出したといふことは御了承願ひたいと思ひます。

○加藤(清)委員 委員長、議事進行。(発言する者あり)関連じゃない。議事進行です。ただいまの大臣の答弁を聞いておきますと、良識高き委員会の審議にゆだねるという重大な発言をなさつたわけですが、その委員会が、このとき状態では委員にこういう重要な問題が徹底しないという重要な問題があります。従つて、こういう重要な問題を審議する場合には、当初理事会でも

得べき筋合いのものではないと思ふ。私はこの際、こういうような前提においてお伺いをしたいのであります。が、公正取引委員会は、この法律に基づいて、すなわち九十条第二項に基いて、公正取引委員会が通産大臣から加入命令について協力を求められた場合に、加入すべしという責任をもつてそれに對して意見を述べることができませんか。同意か反対かは別といたしまして、責任を持つて意見を述べることができませんか。坂根君からお伺いいたします。

○坂根政府委員 その問題は私も今の段階では、加入命令につきましては先ほど通産大臣が述べた通りです。たゞ、公正取引委員会としてはその加入命令の制限の内容を今いろいろ春日先生が申し述べられましたように、アウトサイダー命令の場合には、行政庁が非常な責任をもつて積極的に定めておる、従つて一般消費者及び関連業者の利益が慎重に検討される、そういう工合に配慮されておる、これに對して、加入命令発動後の調整規程は、行政庁の認可にはかかわつてはおりませんのであります。その内容は組合によつて決定されて、行政庁は消極的な立場において検討することとなつておるから、どうもその加入命令という制限の内容は、業界の利益に傾きやすいのではないかと、従来反対意見を述べておるわけであり

も、しかし大体において誠実におやりになつておると思ふ。だれも悪い結果にならうと思つてこんな大きな法律を作る人はいないのですけれども、この問題は中政連のいろいろな活動がありまして、政治力が不当に政府案に圧迫を加へたきらいがないし、私は誹謗するものではないが、これは天下何人もよくそのことを知つております。だからこの法律の提案を急ぐことのみならず、さすがの水田さんの細密な頭脳の判断をもつてしても結局中政連の怒涛のごとき圧力に押しまゝられてしまつたわけで、岸さんが中政連の顧問であられるようないろいろな関係も錯綜して、めんどくさいから通しちゃつて、あとは委員会が修正してちやうどというふうな気持ちで出している。少くとも私は良心高き水田さんがこのようなどうもない法律案をお出しになるはずはない。だから、そこで私はお伺いをいたしますが、事務局長も、何と意趣違はないけれども、わが国の経済といふものの公正健全なる発展をいねがふことの余り——このような委員会において、本来ならば政府の方針にたてつくようなことは今までもあり得ないけれども、公正取引委員会がその機関決定をあげて、この一点だけを固執しているゆゑのもの、これこそほんとうにわが国の経済の安定をいねがふ国に對する忠誠心以外の何ものでもないと思ふ。だから、私はこの際虚心にたんに手と野郎が譲り得べきところは譲り、正當な事情は正當に理解し合つて、超党派的な立場において、自説を固執せずして公正なるわが国の経済活動の基本といふもの

の厳守していかねければならぬと思ふ。大臣、私はあなたにお伺いをいたしますが、今坂根事務局長が、加入命令は受け身の形だから、従つて公正度は高はな低い、従つて国家機関として責任は負えない、こう言つておる。負えないようなものを、員外者たりしものは今までは服従する必要はなかったのだが、員外者たるものもこれは調整規程に服さなければならぬので、委員長、今日の法案の取扱いについてあなたの責任は重いのです。員外者たりしものは、今までのようなものは不正だから、インチキだから私は絶対服従しないといふので組合から脱退したりあるいは組合に加入せずしておつたのです。ところがその服従命令がくれば、員外者として過怠金、違約金を取られなければならぬ、組合の制裁を法律に基いて受けなければならぬのです。しかもその組合の調整規程なるものは、政府の機関自体が責任を負ふめと言つておる。すなわちなぜであるかといへば、関連業者並びに消費者の立場といふものが十二分にその中に組み入れられてはいないからと言つておる。ところが服従命令については責任が負えると言つておる。なぜかならば、組合から出してきた調整規程といふものは一つの原案であつて、この中小企業安定審議会がそれを議題に供して、これはどうであるか、ああであるかと精査することができ、そしてその原案を変えて、政府独自の案として服従命令が出し得るから、これは国家の責任であると言つておる。こういう関係であります。政府が責任も持てないようなものを国民に服従せしめる、服従せよと言つて発する加入命令といふものは公正を失すると思ふが、大臣の良心に訴えて、一つあなたの御見解を伺いたいと思ふのです。この点はちやうどややこしいからやめておこうといふことなら、なお、委員会が自主的に御検討願ふということなら、御答弁の必要はありませんが、その辺のところはどうです。

○水田國務大臣 私は良心を曲げてこの法案を出したわけではございませんで、今のこの問題につきましては、政府の中の行政委員会の意見もあり、その中で、慎重に検討し、与党側にも特別委員会ができて、政府、与党で非常に長い間かかつてこの検討をやりましたが、こういう方法が大体妥当だろうという自信の上で政府の意思を決定して出したものでございまして、あまり自信がなくなつたとか、良心を曲げて出したといふわけではございません。たゞし先ほど申しましたように、法律の決定権は国会にあるのでございまして、国会の審議において、あゝと云ふれば政府としては従わざるを得ないと思ひますが、この法案については、長い間党と政府の検討の結果、これがいいという自信の上で一応提出したといふことは御了承願ひたいと思ひます。

と、その調整規程に反すれば過怠金その他組合内部の制裁を受けるという形になつてゐる、受けざるを得ない。その場合この調整規程というものは公正度が高はな低い。なぜかならば、これは組合が勝手に作ったものであつて、その中にはおそれるべきな指導者も経済人もおそれるけれども、やはり消費者の立場とか、関連業者の立場とか、あるいは国家社会の立場から、これが公正な調整規程であるかどうかといふことを十分論議しなければならぬといふこと、その調整規程の内容を審議するといふことはないので、この加入命令の場合は、一、二、三、四、五といふ段階を経て、各段階においては調整規程の内容に就いて論議するといふ、そういう機会とは与えられてゐない、だからそれが公正的確なものであるかどうかといふことは深く論議されない、ところが服従命令の場合はまた違ふ。これは安定審議会に諮つてゐるいろいろな問題がここで論議されてくるわけであり、調整事業の内容そのものに就いてこれを議題に供して論議される、そういう仕組みになつてゐるのです。従いまして、私がお伺いしたいことは、結局公正取引委員会というものは、これで調整規程というものが公正なものであるかどうか責任が持てないだらうと思ふ。真剣に公正なる取引といふものを守つていこうとするならば、調整組合が議決した調整計画といふものがどうであるかといふことを議題にして審議するのでなければ、そういう調整規程に服従するために員内者になれ、組合員になれといふ命令を私は容易に発し

得べき筋合いのものではないと思ふ。私はこの際、こういうような前提においてお伺いをしたいのであります。が、公正取引委員会は、この法律に基づいて、すなわち九十条第二項に基いて、公正取引委員会が通産大臣から加入命令について協力を求められた場合に、加入すべしという責任をもつてそれに對して意見を述べることができませんか。同意か反対かは別といたしまして、責任を持つて意見を述べることができませんか。坂根君からお伺いいたします。

○坂根政府委員 その問題は私も今の段階では、加入命令につきましては先ほど通産大臣が述べた通りです。たゞ、公正取引委員会としてはその加入命令の制限の内容を今いろいろ春日先生が申し述べられましたように、アウトサイダー命令の場合には、行政庁が非常な責任をもつて積極的に定めておる、従つて一般消費者及び関連業者の利益が慎重に検討される、そういう工合に配慮されておる、これに對して、加入命令発動後の調整規程は、行政庁の認可にはかかわつてはおりませんのであります。その内容は組合によつて決定されて、行政庁は消極的な立場において検討することとなつておるから、どうもその加入命令という制限の内容は、業界の利益に傾きやすいのではないかと、従来反対意見を述べておるわけであり

も、しかし大体において誠実におやりになつておると思ふ。だれも悪い結果にならうと思つてこんな大きな法律を作る人はいないのですけれども、この問題は中政連のいろいろな活動がありまして、政治力が不当に政府案に圧迫を加へたきらいがないし、私は誹謗するものではないが、これは天下何人もよくそのことを知つております。だからこの法律の提案を急ぐことのみならず、さすがの水田さんの細密な頭脳の判断をもつてしても結局中政連の怒涛のごとき圧力に押しまゝられてしまつたわけで、岸さんが中政連の顧問であられるようないろいろな関係も錯綜して、めんどくさいから通しちゃつて、あとは委員会が修正してちやうどというふうな気持ちで出している。少くとも私は良心高き水田さんがこのようなどうもない法律案をお出しになるはずはない。だから、そこで私はお伺いをいたしますが、事務局長も、何と意趣違はないけれども、わが国の経済といふものの公正健全なる発展をいねがふことの余り——このような委員会において、本来ならば政府の方針にたてつくようなことは今までもあり得ないけれども、公正取引委員会がその機関決定をあげて、この一点だけを固執しているゆゑのもの、これこそほんとうにわが国の経済の安定をいねがふ国に對する忠誠心以外の何ものでもないと思ふ。だから、私はこの際虚心にたんに手と野郎が譲り得べきところは譲り、正當な事情は正當に理解し合つて、超党派的な立場において、自説を固執せずして公正なるわが国の経済活動の基本といふもの

の厳守していかねければならぬと思ふ。大臣、私はあなたにお伺いをいたしますが、今坂根事務局長が、加入命令は受け身の形だから、従つて公正度は高はな低い、従つて国家機関として責任は負えない、こう言つておる。負えないようなものを、員外者たりしものは今までは服従する必要はなかったのだが、員外者たるものもこれは調整規程に服さなければならぬので、委員長、今日の法案の取扱いについてあなたの責任は重いのです。員外者たりしものは、今までのようなものは不正だから、インチキだから私は絶対服従しないといふので組合から脱退したりあるいは組合に加入せずしておつたのです。ところがその服従命令がくれば、員外者として過怠金、違約金を取られなければならぬ、組合の制裁を法律に基いて受けなければならぬのです。しかもその組合の調整規程なるものは、政府の機関自体が責任を負ふめと言つておる。すなわちなぜであるかといへば、関連業者並びに消費者の立場といふものが十二分にその中に組み入れられてはいないからと言つておる。ところが服従命令については責任が負えると言つておる。なぜかならば、組合から出してきた調整規程といふものは一つの原案であつて、この中小企業安定審議会がそれを議題に供して、これはどうであるか、ああであるかと精査することができ、そしてその原案を変えて、政府独自の案として服従命令が出し得るから、これは国家の責任であると言つておる。こういう関係であります。政府が責任も持てないようなものを国民に服従せしめる、服従せよと言つて発する加入命令といふものは公正を失すると思ふが、大臣の良心に訴えて、一つあなたの御見解を伺いたいと思ふのです。この点はちやうどややこしいからやめておこうといふことなら、なお、委員会が自主的に御検討願ふということなら、御答弁の必要はありませんが、その辺のところはどうです。

○水田國務大臣 私は良心を曲げてこの法案を出したわけではございませんで、今のこの問題につきましては、政府の中の行政委員会の意見もあり、その中で、慎重に検討し、与党側にも特別委員会ができて、政府、与党で非常に長い間かかつてこの検討をやりましたが、こういう方法が大体妥当だろうという自信の上で政府の意思を決定して出したものでございまして、あまり自信がなくなつたとか、良心を曲げて出したといふわけではございません。たゞし先ほど申しましたように、法律の決定権は国会にあるのでございまして、国会の審議において、あゝと云ふれば政府としては従わざるを得ないと思ひますが、この法案については、長い間党と政府の検討の結果、これがいいという自信の上で一応提出したといふことは御了承願ひたいと思ひます。

語りました通り、せめて審議するメンバーだけぐらいいはもととそろえていた
だかないとこれはちよつといけな
い、
こう思うのであります。

○春日委員 今加藤理事もおっしゃ
たんですけれども、これは政府提案で
ありますから、大臣がおいでになつて
おればそれでいいようなものでありま
すが、今大臣の御答弁の中にもありま
した通り、与党の特別委員会等と政府
が一体となつて特別の機会と機開を
持つて検討した結果これで行かうとい
うことでござるけれども、委員会の
審議を通じて、国会の責任において適
当な調整が行われればこれはまたやむ
を得ない、こういう御意見が現実にあ
るんです。そういうときに、今加藤理
事が発言されたように、しかも不肖春
日一幸がこれだけの経済のうんちくを
傾けて論述をしておつても、幸い小笠
委員や西村博士がおられるのでいいよ
うなものが、少くとも特別委員長
の周東君その他の諸君が来なければ、
私のこの名論卓説ももう一ぺん繰り返
さなければならぬとすら案ずるわけ
です。私は案にこうかなる資料を持
つてきて、これからさらに核心に触
れていろいろと質問をして問題を明ら
かにしていきたいと思つたのです。これ
はお互いにこだわらないでいい結果を
得ることのために誠実な努力をお互い
に行なつていきたいと思います。ところが
肝心の特別委員長もおられない。政府の
責任だから大臣であればもつて足れり
とはいふものの、これは形式論であつて、
実質はおつちやつたような特別委員会
の主たるメンバーがいらっしゃらない
。これはやはり周東君以下責任者がおそ

ろいところで、今までは前提なん
です。これからと逐条にわたつてお
互いにいい結論を得るための研究をせ
なければならぬ。それで私はこれが相
当になる、ダブるのではないかと
思ふのです。従ひまして、ちよつと折
しも食事の刻限でありますから、この
際一応この辺で休憩していただいて、
午後五時頃まで小笠さん、西村さん
その他責任的な立場にあられる方が全
部御出席になつて、そうしてさらに問
題の核心に触れてしんみり一つ論議を
したいと思ひますが、いかがでありま
すか。

○福田委員長 春日委員並びに加藤委
員の御提案については、先週すでに国
会対策委員長と連名で各委員に厳重に
出席のことを御通知してありますが、
もう一度十分奮勵いたします。

○西村(通)委員 委員長、ただいまの
春日委員の発言中私的な云々というこ
ころは速記から削るようになつていた
きたいと思ひます。

○福田委員長 さよう取り計らいませ
う。この際午後一時半まで休憩いたし
ます。

午後零時二十九分休憩

午後二時二分開議

○福田委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

中小企業団体法案、中小企業組織法
案、中小企業組織法の施行に伴う関係
法律の整理に関する法律案、中小企業
の産業分野の確保に関する法律案及び
商業調整法案、以上各案を一括議題と
し、質疑を継続いたします。春日一幸君。

○春日委員 午前中質問をいたしまし
た要点は、主として加入脱退の自由の

原則をめぐらる問題でありました。要約い
たしますと、私どもの主張はこの独占
禁止法の定める第二十四条の三の四の
四号、加入脱退の自由の原則はこれは
カルテルの行き過ぎを防止するための
ブレーキとしてアウトサイダーの存在
が必要欠くべからざるものである、か
つ公正取引委員会の御答弁によりま
す、今まで不況カルテル、合理化カル
テル、トラスト、いろいろなものが認め
られてはきたが、あらゆる場合におい
てこの条件が制限をされた形において
許された事例はない、なおかつ公正取
引委員会としてはこの加入脱退自由の
原則はあらゆる不況に対処するための
事業者の共同行為として賞められな
ければならぬ、こういう見解に立つてお
るという御答弁でありました。いうな
らば、わが国の経済憲章の番人であり
ます公正取引委員会がそのような機関
決定をし、そうしてこの委員会がその
見解を述べておられるこの段階におい
て、政府が肝心の船頭の言う方向へ身
をゆだねようとはしないで、船頭の意
思に反した方向を独断的に指示してそ
ういう方向へあえて乗り切つていくこ
うすることは、わが国経済の将来のた
めに最もおそれるべき事態が予想され
る。だからこういう加入に対する強制
命令、大臣命令、こういうような問題
については厳に慎重を期すべきであ
る、こういうところを質疑応答によつ
ていろいろと意見の応酬を重ねて参つ
たのであります。引き続きお伺いを
いたします。

そこで公正取引委員会にお伺いをい
たしますが、このカルテルの行き過ぎ
を是正するための機関として、このア
ウトサイダーの存在が特に必要である

と言つておられる。その行き過ぎとい
つてもこれは具体的にはいろいろな
行為があろうと思ふ。すなわちいわゆ
る一般消費者並びに関連事業者に対す
る行き過ぎ、あるいはその組合の内
部の運営に関する行き過ぎ、その他の
行き過ぎがさまざまあると思われま
すが、公正取引委員会がいわゆる共同
行為の行き過ぎを是正しなければなら
ぬと予想されておる、その行き過ぎの
具体的事例というものはどういふも
のが予想されるか、この際お述べを願
ひたいと思ふ。

○坂根政府委員 それはカルテルの一
般的な問題でございまして、カルテル
を自由に認めますと、けさ私からお
話し申し上げましたように、能率のあ
る経済の運営が行われぬおそれが多
分にあるということが非常に大きな点
であります。たとえて申し上げます
ならば、戦争中のような例で申し上げ
ますと、ここに護送船団というよう
なものがあつた。そうしますと、非常
にスビードのおそい船があつて、それ
に合せて船を引っぱつていかなければ
ならぬ。そういうような例がカルテル
の一つの悪い面を表現しておると思
います。同時に、これを自由に野放しに
しておきますと、資本の論理と申しま
す。資本の運営において、ややもす
れば国民経済全体の利益を忘れて活動
しがちであるというような点があげら
れるかと思ひます。

○春日委員 私どもは、政治の場面に
おいて民主主義体制が尊重されなけ
ればならぬと同じように、先刻も申し上
げたのであります。経済活動、経済行
為を通じて民主的に万事が取り運ばれ
なければならぬ、独断法を貫く精神

はこれであらうと存するわけでありま
す。そういたしますと、加入脱退自
由の原則が確保されてないところの
この共同組織というものは、いわゆる
反対者の立場、少数者の意見という
ものが、その組合の決定が行われる段
階において十二分に反映させる機会を
失つて、悪く極言するならば、ボス
配という結果に陥つて、いふならば、
調整規程といふものが一部ボスの一
方的独断によつて行われ、これが決定
の大局を動かして行く、そしてこれが
第三者に君臨して行く、こういうよう
なおそれがあると私は考へるが、
公取は法理上の解釈として、かつはい
ろいろな事例を取り扱つてこられた行
政機関として、私の案するような事柄
はあるかないか、いかが考えられてお
りますか。

○坂根政府委員 お話のような事態が
くる可能性が非常に多いと考へており
ます。

○春日委員 加入脱退の自由の原則を
確保すべしとなすわれわれの理論と、
政府の中における公正取引委員会の見
解とことごとく同一であります。これ
に対して水田通産大臣の所見はかが
でありますか。

○水田通産大臣 一般的に言つて、カ
ルテル行為にはいろいろな弊害を伴う
といふ点については同様でございま
す。しかし、そういう弊害を除くための
法律的な配慮を、今度の法案ではい
ろいろな点があると思ひます。ボス支配
といふような点もあり得ることであ
つて、現に今までも安定法における調整
組合によつて、そういう例があつたこ
ともあるようでございしますが、また反

対の場合もあり得て、調整事業におきまして、変な別の勢力を持っておる組合員が一般を律しようとしても、なかなかそうはいかなくて、組合員全員の同意できめなければならぬので、そういう方向と反対な方向に常に調整されていくというような運用の例もございまして、これは一概には言えないだろうと思っております。

○春日委員 一概には言えません。しかしながら原則として、かつ通例の事態としては、はなはだ心配いたさなければならぬような事態が、かつてあった。だから法律は一般的な方式を厳に規定しておる。こういうことでありまして、中には公正なる民主的な運営をされておる例があるということであり、しかしながら、あらゆる場合を想定して、法律は完璧を期せられなければならないことは論議の余地はありません。大いに御反省をいただかねばならぬ事柄であろうと存するのであります。

そこでこの際さらに一歩進んでお伺いをいたしますが、この第五十五条は、水田通産大臣がおっしゃるがごとくであるならば、はなはだこの団体法の運営のためには、必要欠くべからざる条項であるかのごとく考えられる。だとするならば、この第五十五条、すなわち政府の、大臣の加入命令、これにかりに服従しない者があるとする。現にこの審議の過程においても、公正取引委員会は、こんなものは法律違反だ、独禁法違反だと言っておる。現に政府の機関が違反だと言っておるのですから、かりにあなたが大臣命令を発して、加入しろと命令しても、ばかて、こんなもの加入できるか、こう言

うて加入しない者もあるだろう。そういう場合の拘束はいかになされておりますか。

○川上政府委員 強制加入の命令が出ましたならば、アウトサイダーにつきましては加入したもののみならず、ことになっておりまして、これは組合の定款なりあるいはまた調整規程に従わなければならないことに当然なりますので、組合の方からの過意金の措置というようになことで措置されるわけでございまして。

○春日委員 そのみなすという事柄自体が、あまりに独断的であって、一方的であって、権力的であって、これには多くの批判が存するところであらうと存じます。けれどもこの公正取引委員会が、こんなものは独禁法違反だからだめだ、現にこう言っておるのだから、国民としては——国民は公取の委員長の方が偉いからいいかと思っていけない。大臣はしょっちゅう変わるけれども、横田君はちっとも変らない。(笑)それなのにその本人が、こんなものはだめだ。独禁法違反だと言ふ。しかも独禁法たるや、わが国の経済憲章である。その審判が、こんなものはだめだ、法律違反だと言っておるところに、水田さんが大臣命令をこそと出して、命令を受けた紙をしりふきくらしいにしてしまふ。(笑)問題は、そのときに服従命令、五十六條、五十七條は、罰金三十万に処してやはり国民を拘束しておる。すなわち法律の權威がこれによって保障されておる。ところが五十五條は、これは無罪だ。何も法律の拘束はない。今、川上君が組合

員とみなすと言っているから、法の取り扱いは組合員になるから、従ってその過意金、違約金等、組合の調整規程によつての組合内部の制裁を受けると言っておられるが、それは法律は組合が過意金を取るものとするとはなっていない。二十四条には、取ることができるとなっているのだから、過意金を取るなり場合もあり得ると思ふ。そういう場合は、これは天下附れてことごとく無罪である。だからこの五十五條の加入命令は、最終的に何ら拘束し得ないと思ふ。いうならば大臣命令が、命令してみただけのしやれならしやれでよろしい。これは弊害をもたらし兼ねないのだから問題ではありませんが、一体この関係はどうなんですか。服従命令については、法律で三十万以下の罰金に処すると、こういうことになっておるが、五十五條には何も制裁規定がない。その制裁を一にこの調整組合の調整規程にゆだねている。二十四条には、過意金を取るも取るまいも、結局その組合の自主的な決定となつております。二十四条には「過意金を課することができ。」としていて、過意金を課さなければならぬとはなっていない。従つて、組合が過意金を課さない場合は、大臣が命令して、これは無罪だ。だから公正取引委員会が、この審議の過程を通じて、これは遺憾だと言つておつたら、国民はやはり公取の意見を述べよう。そうすれば、こんなものは聞かないという形になれば、かりに大臣の方針によつてあくまで五十五條を残したとしても、この法律がこの条件を加えて成立した場合といえども、法律の効力は及ばぬではないか、いかがであ

りますか。

○川上政府委員 第二十四条におきましては、「過意金を課することができ。」ということになつておりますので、組合において、場合によりましては過意金を課さなくてもいいわけですが、私どもの方としましては、やはり中小企業者は組合に加入してはもらつて、そしてお互いに自主的に話し合ひをして調整をすることが、最も民主的であり、それが最も適當なものではないかというように考えますので、やはり第一段の措置としましては、いわゆるその組合に加入して、話の場を作らせるといふことが、最も大事なことではないかと考えるわけでございまして、もしこの話し合ひが、内部においてなかなかつかないというような場合もあるかもしれないと思ひますが、やはり第一段の措置としましては、そういうことをやるべきではないか、それが最も民主的ではないかというふうに考えているわけでございまして。

○春日委員 かくかくあるべしと期待するといふようなことは、それはあなたが今中小企業庁長官で、いろいろなあなたの見解というものは、あなたが長官であられるうちは影響力を持つかもしれない。あなたはこの間まで鉱山局長で、きょうは長官で、あしたはどこの会社の重役になるかもしれない。あなたの効果には何ら及ばさない。ただあなたがその場にあられるときに、辛うじてあなたの発言を通じて、特に効果及ぼす場合があるかもしれないし、あなたの意見は、公正取引委員会の協議において、これは否認され場合もある。だからそういうことで

はならぬ。法律は第三者に対立する。あなたの全然ないところで、この条文によつてそれぞれの法理の解釈が行われていく。だから観測や、臆測や、希望というふうなものは何ら価値のないものである。そこで私も、法律を作るからには、法文通り法律の効果が上る構想で、これを作つていかなければならぬと思ふ。だからあなた方が、あくまでも強制加盟が必要欠くべからざる事柄でありとするならば、われわれ法律家の仲間では言うのだが、これはやはり効果の上る態勢で、すなわち過意金を徴収しなければならぬとか何とかいう形で、法律が体系をなさなければならぬのです。こんなものは抜け穴だらけのことなんです。しかもこんなことをやつては弊害を伴うと公取が言つてゐる。それを押し切つてあなた方がここで強制加盟をやつたところ、国民がそれに服従しない場合は何ら拘束を受けることはない。こういうふうな氣やすめのことなら、事の成り行きはいかがあるうとも、この際せっかく公正取引委員会がしかも社会党も含めて、しかも全国の消費者団体をも含めて全国民の大多数の者があげてこの条項に反対をしておるのだから、今からでもおそくはない、ちよつと顧みてやつぱりわれわれの主張の中に正しいものがあるならば、いさぎよくこの問題について適當な機会に適當な結論を出されてはどうでしょう。

そこでそれは基本論であるが、具体的にさらに論点を変えて話し合つてみようではありませんか。たとえば後日この法律が通り、そして調整組合ができて、そして価格調整を行うという段階に至りました場合、こういうこと

が予想されると思うのです。一つの例を時計なんかにとってみましょうか。時計ならば、たとえば服部時計というものがおそろくはわが国におけるトップ・メーカーでありましょう。それが精密な機械と優秀な技術者と優秀な材料を使って、少くとも時計商品として最高の品格のものを作り上げておると思うのです。ところが服部の時計のほかにずっと群小のメーカーが何百とあるのです。それでかけ時計の値段の協定を二千円ときめますね。そうした場合服部さんのいろいろな影響力が全組合に影響を与えて、そうだ、柱時計は全部二千円でやろう、こういう形になる。そうしてそれがかりに大臣からその調整計画について認可が与えられた場合、組合は二千円で売らんならぬ。ところがアウトサイダーがおって、私の工場は機械が悪い、私の職人は非常に技術が低劣である、だから賃金もうんと安い、材料もボロだ、だから商品はうんと安いんだ、安いから千五百円で売れる、組合に入っておれば二千円で売らなければならぬから私は組合を脱退して千五百円で売らしましょう、こういうような経済現象が現実が発生したとする。そうすれば組合はあなたの方へ申請してきますね。アウトサイダーがおって、組合が二千円で売っておるのにこのアウトサイダーが千五百円で売っておるから非常に困る、何とか組合へ加盟して組合の調整計画に服従して調整機能を確保できるように、その効力が確保できる態勢を作るために大臣の命令を発してくれとあなたの方に言ってくる。そうするとあなたの方は、いろいろな段階がありますが、結局としてその命令を発した場合、結局

その人は二千円で売らんならぬ。あるいはそこに一つの較差があつて千八百円なり千六百円なり拘束を受けて、自分の意思に反して売らんならぬとする。そうした場合服部さんの時計だけ売れてほかの時計は全部売れなくなるのです。なぜかならば、同じ値段ならばいい品物を買いたいのはこれは経済の現象の必然の姿です。いい品物を買つてきて、悪いメーカーの悪い品物は、こういう強制加盟を通じて売れなくなる。中小企業団法こそは中小企業者の安定とその振興保護が目的である。さらにその精神を押し進めていくならば、一人立ちのできないさらにその低クラスにある弱小企業保護にその焦点がこられなければならないと思う。そうするとこの強制加盟だ、さらにまた服従命令だ、あらゆる段階を通じて、いかなれば比較的有力な中小企業が保護されて、弱小企業は逆にそのしわを寄せられて被害を受けてくる、整理をされるという結果に陥るおそれなしにしたいと思う。この点について公正取引委員会の事務局長いかに考えられますか。

○坂根政府委員　ただいまのような設例であれば当然強制加入によつて弱小企業者が救われまいということになります。

○川上政府委員　私……。

○春日委員　あなたの答弁を求めておりません。これは事態まさにゆゆしき事柄だと思つたのです。中小企業者の救済、中小企業の安定とその振興をはかるために作られた法律が、坂根公正取引委員会事務局長の責任と権威に満ちた答弁によればおそるべき事態が予想されると言われておる。こんな法律を

通してよいか悪いのか、三歳の童子といえども判断されるころは一つであると思う。従つてだんだんと与党並びに政府の反省の度は加わつて参ると思ふ。

そこで私はさらにお伺いをいたして参りたいのでありますが、この法律の第一条はこの法律の目的をうたつておりますからこれも非常に重大な関連があると思ひます。「この法律は、中小企業者その他の者が協同して」云々、ところが「中小企業者が自主的に事業活動を調整するために必要な組織を設けることができるようにし」といつておる。自主的ということとは第三者から命令されたり大臣が強制命令をしたり服従命令を発したりせなければこの協同組織の調整機能の効力が確保できないというようなことでは、これは民主的なものとは言いがたい。特に第一条では「自主的に」といつておる。自主的にということはこの法律では何にもできないじゃありませんか。いけなくないはずで、権力によって強制加入であるといけなくないならば権力による服従命令である、一体どこに自主的な活動分野が残されておりますか、それを伺いたい。

○川上政府委員　これは強制加入命令のところにしてしましても、まず中小企業者が相集まりまして、そして自主的にこの事業活動を調整する、それがまず第一の段階でありまして、そういう努力をいたしましてなおアウトサイダーが若干あるためにその大部分の中小企業者の自主的な活動の調整がうまくいかないというような場合におきまして、初めて強制加入の命令を出すことに、別になるわけでございますから、別に第一条とちつともとつておるというよ

うなことではないというふうに考えておられます。

○春日委員 それは三百代言の詭弁とも称すべきものであつて、何人をも首肯せしめるに足るところの理論ではなない。少くともこの法律は調整行為を行うための協同組織がここに考えられておるのですよ。その調整行為の機能が確保されない場合にどういう力によつて解決をしておるのですか、大臣が命令をしなければその効力は確保できないじゃありませんか、員外者に対していじやありませんか、自主的ということとはあらゆる段階において組合が自主的に立ち働くものでなければこれは文法的に立ち通るのとは言いがたい。権力が字通り自主的とは言いがたい。権力が介入するにあらざればその組合が、協同組織が作ったところのその調整計画の効率が保てないじゃありませんか。これは権力統制である、官僚統制である、国家統制である、こういうそしりを受けても抗弁の余地がないではありませんか。事務局長はことごとく僕と同意見であつて、答弁を聞いても非常に楽しいから、事務局長から御答弁を承りたい。

○坂根政府委員 私の方は中小企業安定法のラインは当然認めておりまして、中小企業安定法には員外命令もございますし、春日先生はあるいは官僚統制とおっしゃるかもしれません、これは公取と協議ないしは相談の上で十分カバーして今までのところやつておりますから、その点は深く考えておりません。

○春日委員 そういうことはけしからぬ。(笑聲) そういうことはよろしく

ないそれは誤解を与える事柄であ
から、重複をいたしますけれども明
かにしていかねばならぬ。と申し
ますのは、こういうことになっておると思
うのです。服従命令に対しては、か
うに業者から調整規程が出されて、こ
ういう調整規程に服従せぬから調整機
能が確保できない従って員外者に対し
て命令を発してくれという申請があつ
た場合は、安定法の二十九条の
僕は経済学者としてあらゆる法規の各
条文に通暁しておるので申し上げるの
だが、あなた方はこの調整機能をも
みにして服従命令を出すわけにはいか
ないのです。そのときは、あなた方は
この服従命令を参酌して、公取が責任
を持って服従命令を出すことができる
のでしょう。だから政府の責任におい
て、消費者の立場、関連業者の立場を
不当に侵害することなきやいなや、こ
の判断が国家の名においてなされるの
です。ところが加入命令にはそういう
機会はないのです。そういう場所は互
えられていないのです。だからその公
正度がはなはだ低い。従って、あなた
方の方ではそういう加入命令が出せな
いことになっている。今われわれの論
議の問題は、サブタイトルは服従命令
だけれども、メインタイトルは何と
いっても加入命令なんだ。この点に
限って一つ公取に御答弁願わなければ
いけないのです。いかがでありますか。
○坂根政府委員　けさ申し上げました
ように、アウトサイダー命令は、従来
の安定法のラインでございますから、
これは当然だと思っております。加入
命令は、今日までのところ逡巡大臣か
らもしばしば公取委員会の態度を御表
明になりましたように、公取としては

業員三千人で縛るということはいかか
かと思ひますので、これは大体それよ
りも多い人数になるかと思ひるのであ
ります。またある業種についてはそれ
よりもはるかに低いところでもきめな
くちやならないというようなものが出
てくるかと思ひます。そういう
点につきましては、私どもの方として
は、弾力的な運用をしたいということ
で、第三項の政令で定める業種につ
いては特別な措置をとるということに
いたしておるわけであります。

○春日委員 私どもの組織法が対象と
する中小企業の定義は、工業について
は三百人以下、商業、サービス業につ
いては三百人以下にして、かつ資本金
一千万円以下のもの、こういうことに
しておるのです。ところがあなたの方
ではキャピタル制限がないわけでは
ない。一切の制限が政令事項にゆだね
られている。われわれが最も心配にた
えなことは、たとえば今日オートモー
ションが産業界を風靡しております。特
に化学工業なんかでは従業員三百人
以下で数億、数十億円という生産を
上げておる企業なしとはいへない。そ
の他経済活動の中ではいろいろ特殊な
事例が大いにあります。そういうよう
な意味でこれがあなたの方では一切
政令にゆだねられておるのだから、従
って第五項第三項はこの法律の死命を
制するほどの重大な意義を持つてお
るのです。従つてあなたの方では、こ
の法律案を通そうというからには、相
当の業種別の従業員数の実態把握とい
うものがあるべきだと思ひます。私は
この際法律案を審議する意味において
必要であると思ひますが、あなたの方
で中小企業者の実態調査、たとえば事
業者数

及び業種別分類、これは的確に把握さ
れておりますか。特にこの調整機能と
いうものは、地域指定があらりますか
。各府県別でなければならぬ。そ
ういう意味であなたの方では各府県別
に今申し上げたような実態調査とい
うものが的確にまともなものであるか、
そのまともな確信は第三項の政令の書
きようがないと思ひます。そうして化
学工業あるいはその他特殊な、要する
従業員と生産量との関係等は第三項の
重要要素になると思ひますが、そういう
オートモーションのいろいろの影響下
にあるもの、そういう方向へ向きつつ
あるもの、いろいろの新しい経済現
象についてあなたの方では的確にその
実態を現在把握されておられますか。
されておるならば、それをもつて今御
答弁をお願いしたい、なければ明日ま
でに資料を御提出願ひたいと思ひま
すが、いかがですか。

○川上政府委員 私どもの方としては
この中小企業性という点については、
業種別にある程度の調査はしてお
るわけですが、これは十分精査してお
りません。従つてこれは絶対大丈夫だ
というような把握は実はいたしてあり
ません。従つてこの前もこの委員会に
おいて大臣からお話があったと思ひま
すが、この中小企業者の内容につき
まして、もっと実態を精密に調べる必
要があるというふうな考えを以て、本
年度から予算をいたしまして実態調
査をいたすことになっております。こ
れは従来のいろいろな資料を見まし
ても、非常に正確な精密な調査はでき
ないないわけでございます。現在の協
同組合法によりまして、あるいは安定
法にしまして、中小企業者の定義に

つきましては、工場につきましては大
体従業員三百人以下、それから商業者
につきましては大体三百人以下とい
うこととしておるわけでございます。私
どもとしては、従来のそういう法
律と同じような意味でこの条文は作
つておるわけでございます。これは将来
もっと正確にこれを十分調べた上で、
私どもの方としては、もっと正確
な中小企業性というものをしたいとい
うふうな考えでおるわけでございます。
従ひまして、この一、二があくま
でも原則でございまして、原則以外の
例外的な措置につきましては、十分に
私どもとしましては慎重に取り扱ひた
いというふうな考えでおるわけござ
います。たとえば、どういふものがこ
の三に今のところ該当するかと申し上
げますと、たとえば石炭産業、あるいは
また鉱山関係、そういうものは明らか
にこの一、二の除外例ではないかとい
うふうに私どもは考えられるわけであ
ります。ただ資本金一千万円とか、そ
ういふ資本金についてこれを一つの判
断の基準にするという問題につきま
しては、いろいろ検討してみましたが
いかに、資本金一千万円にすることが
いかに、あるいは五千五百万円にす
ることがいかに、そういう点につきま
していろいろ疑問がありまして、私ども
としては、今の調査程度におきま
しては、資本金一千万円以下というこ
とでこれを限定するということが非常
にむずかしいというふうな考えを以
たして、資本金については、実はこの標
準にはいたしてないわけでございます。
その問題につきましては、先ほど
も申し上げましたように、今後十分調

査しまして、そして最も的確な資料
が得られましたならば、この条文につ
きましては、私はそれによりまして措
置してもいいのじゃないかというふう
な考えをいたしますけれども、現在の
ところは、どうしてもそういう正確な
ものが把握できませんので、一応こ
うな条文にいたしておるわけござ
います。

○片島委員 今の長官のお話ですと、
資本金が一千万円がよい、二千万円
がよい、五千万円がよいかわからぬ
ということでしたが、そうしますと、
今の中小企業の定義をきめる場合に、
従業員が二百五十人以下がよい、三
百人以下がよい、四百人以下がよい
かというところ、これは同じなんです。
せつかくあなたの方で三百人以下と
いうことをばはつきり書いておられ
けれども、三百五十人にした方がよい
か、四百人がよい、二百五十人があ
るいはいかにきめられない。それは資
金というものをきめる場合でも、大
体の常識というものできめなければ
ならぬ。特に春日君が質問しました
のは、オートモーション化によつて非
常的になればなるほど、あるいは二
百人以下の従業員で何億円の資本を
有した相当大きな事業ができる可能
性があるのです。『現在あるよ』と呼
ぶ者あり、相当あると思ひます。そ
ういふ、やはりある程度常識的な
かきめがないが、従業員の頭数とい
うことをきめるよりも、むしろ資本
金というものが、中小企業の定義を
きめる場合には、確かな基準になる
のじゃないか。でありますから、従業
員の数ということきめるなら、資本金
というものはちよつときめにくいから

ということでは私は当らぬと思ひます。
やは大體の現在の常識において資本金
というものがここに浮び上らなければ
おかしと思ひますのでありますが、い
かがでありますか。

○川上政府委員 現在金融関係につ
きましては、従業員何名以下または資
本金一千万円以下というふうな扱い
をいたしております。『かつ』とい
うことはなつておりませんので、『ま
たは』ということになっておりますか
ら、資本金一千万円以上のものであ
りまして、従業員が三百名以下でござ
いますれば、金融の對象に実はい
たしておるわけでございます。私ども
の方としては、それとこの第五項は
矛盾するものでないというふうに考
へておりますが、この資本金一千万
円の問題につきましては、先ほど申し
上げたように、果して一千万円が妥
当であるか、あるいは五百万円が妥
当であるか、その辺につきましては
十分に検討しなければならぬと思
ひます。従つて例によりまして、実
は従業員でこれをきめておるわけ
でございます。もちろんオートモーシ
ョンが非常に発達して参りますと、
従業員の数が非常に小さくてもいい
じゃないかという御意見に對しまして
は私も同感でございますので、やは
り第三号によりましてそういうもの
については特別な例外的な措置をと
つて、一応製造業者につきましては
三百人以下、あるいは商業者につ
きましては三百人以下ということに
なつておりますけれども、そういう
ものについては、第三号の趣旨であ
るわけ

というものが、第三号の趣旨である
わけ

あります。

○片島委員 どうもあなたの説明を聞いておると、従業員の数というものが原則であって、そして資本金という問題は例外的扱いをされておるような答弁なんです。そういう例外があればいいので、一と二というものを一つの原則として打ち立てて、三のいわゆる例外的なものによってそういうものを当てはめようとするのであるが、しかし私どもも一千万円がよろしいか、一千万円がよろしいか、これはどうも、こうでなければならぬという非常に厳密な基準というものはありません。ないけれども、大体的常識というところでは一千万円と書いたもので、あるいは一千万円が妥当かもしれせん。しかしそれは三百人以下ということが妥当であるか、三百五十人か、二百五十人か、いずれが厳密には妥当であるかということがわからないのに三百人以下と書いたのと同じ程度に、やはり一千万円というものをわれわれが入れておるのであって、当然従業員の頭数というものと、また資本金といったような経済的な基礎は、定義づける場合に同じウエートにおいて取り扱われなければならないと思います。が、やはりあなたは頭数だけが重要で、資本金というものは第三の例外扱いにするのが正しいとお考えですか。

○川上政府委員 この第三号におきましては、やはり一、二、三と同じように、従業員の数でいっておるわけでございまして、資本金の問題につきましても申し上げましたように、資本金の問題につきましてもこの一千万円がいいか、千五百万円がいいか、その辺

につきましてもはわれわれの方としまして今後さらに調査を十分いたしまして、的確な資料をもちまして判断の基礎にするかしないかということ、私どもの方としましてはきめたいと思うのですが、しかし今のところではそういう資料が十分ありませんので、やはり現在の中小企業安定法なり、あるいはまた協同組合法なりで採用しておる従業員だけで措置をするというようなことでやっておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、現在金融関係ではやはり資本金の問題をその対象にしておりますけれども、これは先ほど申し上げました通り、三百人以下または資本金一千万円以下」ということになっておるわけでございまして「かつ一千万円以下」ということにはなっていないわけでございします。で、この第五条の条文と矛盾するものではないというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○片島委員 もし三百人以下かつ一千万円以下ということになっておるならば、これは常識的な考えですが、三百人以下のところは大体一千万円以下であらうというふうな常識的な基準のものと「かつ」ということが入れているのであって、「または」となっているのは一千万円ではあるが百五十人あるいは百人の場合もある。それでも一千万円というところが一つの基準になっている。五百人でも一千万というところが一つの基準になっている。これは別個の資格で一千万円という資本金が資格条件になっている。でありますから、その「または」という言葉を使つたことは、同じレベルにこのウエートを置いておるといふことが言えるのであり

まして、「かつ」ということになるならば同じウエートは置いてない。だから「または」ということが書いてあるのは、この団体の法の第五条においても資本金を独立した条件とすべきであるという根拠にこそなれ、「かつ」と書いてないからこそむしろ私はあなたの思つておることは矛盾するのではないかと思ふ。

○水田国務大臣 ただいまの問題ですが、結局中小企業というものを的確に定義する方法はなかなかむずかしいことは前に述べた通りであります。法律の目的によつて違ひますので、中小企業金融公庫が中小企業者としてどういう対象に金を貸したらいいかという場合は、中小企業公庫の資金にも限りがありまして、大体貸付等については平均どれくらい、三百万とか二百万とかいうふうなきめて運用しておりますが、金を貸す場合でございしますから、従業員はどのくらい、または資本金はどのくらいという、これは金を貸すための中小企業についての規定でございしますから、そういうことで資本金を入れるということは妥当であらうとは思ひますが、この中小企業のところの方の法律の問題では、要するに中小企業の不況になった場合にどういう自主的な調整事業をやらせて不況の克服に寄与させようかというのが目的でございします。で、資本金で規定するということは非常に無理だろうと思ひます。さつきからお話がありましたように、従業員はごくわずかでも資本金は非常に多いという業種も出て参りますし、それからこの政令で予定しておりますものは、さつき長官から申したようにですが、各業種ごとにその業態のいかん

によつて、これが中小の企業の部類であるか大企業の部類であるかというものはそれぞれ違ふ。そうしますと、たとえば石炭鉄業で見ましたら三百人以上といつても、石炭鉄業の現在のあり方から見たら一千人以下くらいのもところは明らかに石炭業としては中小企業の仲間に入れてもよろしいと私は思ふのです。金属鉄業においては五百人前後は少くとも中小鉄山だといふことが言えようと思ひます。人数によつてもそういう実態に依じた政令によつて中小企業の対象をきめたい。同様に資本で一律に規定するということが実情から見ても非常にむずかしいでございます。結局こういう業種の中であれど、中小企業の部類に入るかという業界の実態から見ると、資本金はさつきお話のように一億であつても中小企業の部に指定することが適當だといふ業種も出てくると思ひます。で、こういう問題を政令に譲るといふ方が運用の場合に實際的である。従つて中小企業の金融機関などに規定してあるような資本金を入れた規定は、この団体法ではむしろ不當だといふので私どもはむしろ省いたわけで、やはり省いた方が適當だと思つております。

○加藤(清)委員 関連。大臣、あなたが政議会の会長をやつていらつしやうなれば私はこんなことを言わねつてもりでしたけれども、あなたは中小企業金融公庫法が通るときはさつきをよく御存じのはずなんです。その大臣がこのときに至つてからさういふことをおっしゃるというものは、これは君子豹変したといふものです。中小企業金融公庫法というものを審議いたします折に、時の岡田長官、時の大臣は口をそ

ろえておつちやうした。資本金一千万といふのはこれが最高限度でございまして口をそろえておつちやうした。その範疇がいつの間にか変つてきた。それは何がゆゑに變つたかをここでばつきりしていただきたい。

なぜさういふ質疑応答が繰り返されたかと申しますと、あの当時あなたの今おつちやうしたように員数を採掘業のごときは千人以下にしてもいいという陳情もあつた。ところがあの当時の答弁によれば、ともすれば中小といふものの小や零細が犠牲にされ、金融はとく大きい方に流れがちである。従つて最高限度をきめる必要がある。その折の最高限度は員数では大体三百人、資本金では一千万円、ただしその三百人もサービス業であつては三十人程度、こういうことになつて、あの法案の中にはカッコでそれが入つておるはずで、ところがこのたびの法案になりましたら、いつの間にか資本金の方だけが野放しにされた。これは大企業がこへ入つてくる突破口をあげなかつた、門戸を開放なかつた、こう見ても差しかえないと思ふのですが、中小企業のうちでも割合に大きい方と小さい方と零細と、この小を生かすのだという御答弁の趣旨を体した政府側の方が実権を握つていらつしやうな中小企業金融公庫であつても、なお今日の非難は割合に大の方に重くして零細の方には金が流れていないといふ批判なのです。ましてや今度の法律はあなたの先ほどの答弁によりますれば、しかも運用の妙を得て自主的にやらせる、こういう話です。さうすればこの組合に資本金一千万円

以上のものが入ってきた場合には、その同じ組合の中に系列ができて、親企業と下請企業が同じ組合に入ってくる関係になる。そうなれば下請企業はさながら親企業の言うことを聞かなければならぬことになる。そして、同じ会場に集めて発言させても、一ぺん親企業にいられたら下の中小企業は縮み上って一口ものが言えぬようになつてしまふという今の中小企業の実態は、長官だつて御存じのはずです。にもかかわりはずここに大きいものが入ってくるような窓口をなぜにあげなければならぬのか。だれに圧迫されて、だれに注意されてこんな窓口をあけなかつたか。この点をはつきりしてもらいたい。

○水田國務大臣 今申しましたように、法律の目的が違つておりますので、金融については一般の市中銀行から金を借りるというのが企業家にとつても原則なのです。ところが経営の弱体である中小企業が市中銀行から金を借りづらい、実際の困難だということに必要に応じて、中小企業についての専門的な金融機関を置くという目的で金融公庫なりそのほかのものはできておりますので、その場合に特にその機関を最も活用させるものとしてどの程度のものを用いるべきかという目的から対象をきめようとするときには、そこに資本が入つてきてくるときは、千円が限度であつて、それ以下ぐらいのものに恩典を与える特殊な金融機関にしようというので、そういう目的からそういうものは出てきておりますが、この団体法の問題はそうじゃなくて、大企業、中小企業があるうちで、いわゆる中小企業に属するものの特にこうむりやすい

不況影響をどう助けるかというように目的から出ていますので、従つて資本金を特に幾らときめなければならぬという重要性が少いということが一つと、それからもう一つは、きつて申しましたように業態が種々雑多でほんとうの実態をまだ正確につかんでいません。将来これが必要だということならば、実態に応じた資本金の規定をやることも差しかえなかつたかと思ひますし、また御承知のように中小企業に資産再評価を許すという問題も出ておりますので、そういう点から将来金融公庫の方の資本規定を直す必要もあるかもしれませんが、この法律におきまして、そういう実態を見きわめてからきめてもいい、要は実情に応じてこれが運用されるようにすればいいと思ひますので、ここではそういう問題の解決として事情に応じた政令によつて定めるといふ運用をやつてもその方が実際の運用はいいか、こういうふうに思ひます。

○加藤(清)委員 それでは續いて承ります。中小企業と云ふ言葉の中に包含されます範囲というものは、政府の考えではそのときその場、対象とする法律の変るたびにその範囲の内容が変るというのが原則でございます。これが第一点。第二点は、本法律案の対象とするところの中小企業といふものは、資本金はどの程度が妥当であるとお考えであるか。それを妥当であるとなさるならば、一体政令では資本金をどの程度にきめようとなさつていらつしやるのか、それとも野放しでございませうのか。第三点は、先ほどさきの質問者からも出ましたように、員数は少いけれども資本は大きい場合、だんだん設備が変り、資産が再評価さ

れていった場合に、だんだんと資本の大きいものの中に入らされてくる傾向になつてくる。その傾向の場合に、弱肉強食の自由主義経済であれば、中小とはいふものの、中小のうちに含まれる大の方が小や零細をどうしても食い殺しがちであるが、政府が握つていふ親心を持った金融機関でさえも、ないお大の方に多く貸して零細の方には貸されてない実態からかんがへても、今度のこの法律のように土俵を大きくしてその中に金力の大きいものを入れた場合には、中小を救うつもりであつたけれども、あにはからんや、公式の席上においても零細はもの言えなかつて、ついにその系列の中に入る下請に転落していかねばならぬ、こういう運命をすでにこの法律案はしつたと思ひます。みなします。その場合、中小のうちの大が小や零細を食い殺すようなことは見殺しにしてもよろしいとおしやるのでございませうか、それが第三点。

○水田國務大臣 全然そういうことを考へておりません。中小企業とは何ぞやといふことにつきましても、政府は中小企業対策としていろいろな施策を従来やつてきておられますので、その過程において一応の定義らしいものがだんだんに形作られてきていることは御承知の通りだと思ひます。しかしそのためのいろいろな施策を施すときどきの立法において、法律の目的からそこに弾力性を持たせて実情に合うような運用をやるということとは、これまた当然なことでありまして、中小企業は多種多様であつて非常に複雑でございませうので、一ぺんこうきめたらあらゆる法律に適用する定義もそれではなければならぬといふふうには私も考へており

ません。特に最近の中小企業の実態の動きも相当大きく變つておるときでございませうから、この際千万円で規定するといふような行き方については相当実情からかんがへて問題がございませうので、そういうものを省いて運用に弾力性を持たせるという方が、法律目的を達成する上にはよりよい方法じゃないかと考へておるものであります。

○加藤(清)委員 それから政令できめるのか、きめるとすればいかほどにするのですか。

○水田國務大臣 やはり政令でも、今の実態から見て、資本金でびしゃつとしないかと思つております。

○加藤(清)委員 そうすると、これは野放しなんです。

○水田國務大臣 それは業界の実情に応じて、そうして逐次政令で指定していけばいいのではないかと思ひます。

○加藤(清)委員 それから第三点の土俵の問題ですが、資本金を野放しにすれば大きいのが入つてきますよ。

○水田國務大臣 必ずしもそういうふうになるとは私も考へておりませう。資本金によつても大きくなる部分があるかもしれないが、さっきのオートメーションのような話もありまして、今度は人数によつて、当然三百人以内であつても、これは中小企業と認めないという問題も出てきますので、どつちがふえるかといふことは、簡単に言えないと思ひます。

○加藤(清)委員 資本金で基準をきめた場合ときめない場合でいづれが大企業が多く入ってくるかといふことは、三才の童子でもわかります。今私とあなたが理論闘争をやつていふといふこ

とであれば、言葉のやりとりで事が済むかもしれないが、これは実態は組合を作らなければならぬのです。そこへ資本金は幾らでもよろしい、しかも基準は人数だけだといふことにすれば、今あんなのおつしやつたように、オートメーション化によつて、三百人以下でも何億といふものがあります。入つてくる関係になつてくる。ところが資本金できめればそれは入らないといふことになる。だからあなたの言つていふことの理論が矛盾している。しかも入つてくるように野放しにしておけば、ここで大きな資本のものが入る可能性が大であるといふことはだれでもわかることだ。そうすればその同じ土俵の中に入れて食い殺してしまふ系列の中に入れて食い殺してしまふし、ものも言えなくしてしまふ、こういうことになりがちだが、その際そういうことに対する手当はどうしようとしていらつしやるかといふことを大臣にお聞きしたい。

○水田國務大臣 資本の規定が入らなくとも、大体この法案における対象の中小企業といふものは、今ここに書いてあるように、人数の制限をもつて、大体これを中心としたものになるだろうと思ひます。政令によつてこの人数が動く場合もあらうと思ひますが、資本をきめないからといって、たくさんものが入つてきて場が広くなるといふ場合もございませうし、そうでなくて、資本が多いから、三百人以内でもこれは中小企業と認めないといふので、この中から抜けていく業種も出てくると思ひますので、この法の運用をやる場合に、資本規定がないからといって、土俵が広がるといふことを一

がいにも私どもは考えておりません。
 ○加藤(清)委員 広がりますよ。しかし私は関連ですから、私の質問はこの次にやりますよ。

○春日委員 第五條の關係は、やはりこの法律のとにかく一つのキー・ポイントなんです。だからわれわれがこの問題について執拗にと思われるほどお伺いをいたしておるのがあります。たとえば中小企業金融公庫法、これもわれわれが審議いたしました当時、やはりキャピタル・アンド・レーバースという問題のマジシマのきめ方は非常に慎重でありました。ところがこれは多少違つておつても債權保全の道を講じさえすれば大した弊害を生じない。弊害を生じない事柄ではあるけれども、あの場合法律では制限列挙して、これは法律の条文の中に明確に規定いたしております。石炭産業においては一千名以下、これは政令じゃない、法律事項なんです。だからこの法律というものは、やはり法律だけで万事の執行が完璧になし得るようにはこれは特に注意しなければならぬ。これは中小企業金融公庫法で中小企業の定義を定めたとときでも、万事を法律事項として、石炭産業についてはこれこれということをして、そしてあらゆる検討の上に立つて、これはやむを得ざるべしというその判断、その容認し得る限界においてこの法律が通つておるのです。今度の問題はそれはあまり違えば大へんな弊害を及ぼすんですよ。大体この団体法自体の機能がとんでもない方向へ行く、中小企業の安定をはからんとした法律が中小企業を殺すような鬼子にならぬとは保証したい。

特に私が最後に伺つておきたいこと

は、ただいま川上長官の御答弁によりますと、何でも本年度予算をもらつて中小企業の実態調査を始めるという話だが、一体それを集計して、整理して、それからいろいろな判断をしてその結論——いふならば中小企業の実態です、ね、——しかもそれはわが国産業経済の全体的背景の中において中小企業を中心としたその実態があなたのごころで把握できるときはいつですか、これを伺いたい。

○川上政府委員 私どもの方としましては本年度から始めまして大体三年ぐらいてやるつもりであります。少くとも四年目におきましてはこの実態がつかめるのじゃないかというふうに考へております。

○春日委員 そういたしますと、本年度の予算、来年度の予算その他を通じて向う三年間にわたつて、大体その構想において中小企業の実態、それから業種別、それから職種の事業場の実態が府県別にわかるということなんです。ところがこの法律は通れば直ちに施行せんならぬ。施行するにしましてはこの第五條の第三項に基く業種別の指定を少くとも行わねばならぬ。石炭産業については一千名以下まではよろしい、三百人をこえてもよろしい、あるいは化学工業においては、資本金が一億二億であつても従業員が三百人以下の場合、オートメーションを実施してある会社においてはこれはいけないうう個々の規定をずつとしていかなければならぬのです。法律なんです。それが一つでも抜けたらめっちゃになるんですよ。ところが責任を持つて実態把握できるのは向う三年後のことなんだ。そしてこの法律が通れば直ちに

政令を公布しなければこれは法律が施行できない。これは与党の諸君も非常に謙虚な気持ちでいろいろ御研究を願つておるようだから、このようなずさんなでたらめな抜け穴だらけな法律を原案通りお通しになるはずがないと思ふが……(笑聲)もし何かの拍子で意地になつてこれを通そうとするならば、少くとも法律では政令を書かんならぬ。書こうと思つても原稿がないじゃないか。でたらめを書くわけにも参りません。これは重要なキー・ポイントになるが、その辺のかね合ひはいかに処理なされようとするのであるか、水田通産大臣御答弁願ひたい。

○水田通産大臣 中小企業の実態把握を十分してなかつたということは政府の怠慢であるかもしれないが、そうかといつてこれが完全に把握されないから把握されるまで法律を待とうということはできませんので、当面必要に迫られてゐる問題でございますから、基本法としてそういう事態に至つたらこういうことができるということをしめると同時に、従来実態調査をしていないといひましても実際にいへば各業種のいろいろなものはけつこう把握されております。ですから従来の安定法の経験とかそういうものをもとにしまして、さらにこれで責任が持てるという範囲のものを政令できめていって、ほんとうの実態調査ができないという問題はあえてすぐにきめる必要はないと思ひます。その間にもし特定の業種でどうしても自分たちはこういう調整行為をやりたいんだという実際に即した問題が出れば、その場合の調査によつて明らかにそういうものを政令できめるという処置もとれますので、

実際に応じた運営をやつていけば、ほんとうの完全な調査が把握できなくてもこの法律の運営にはさう支障を来さないでやつていけると私どもは考へております。

○春日委員 ただいま理事からの連絡がありまして、大臣が三時半までにどこかに行かれねばならぬというお話でありますから、本日の質問はこの一点に極限をいたしまして結論にいたしたいと存するのでありますが、社会党提案の組織法はそういうような調整事業のよつてもたらすところのいろいろな大きな影響をあらかじめ想定いたしまして、これをむやみに無差別に適用すべきではないということ、これはごらん願つておると思ひますが、この対象とする業種業態を法律で別表に示しまして、とにかく現に八十五業種をとりあへず対象にいたさんとしております。われわれが考えましたこの八十五業種については、これは中小企業安定法に對象とする業種業態は、中小企業安定法の法律の施行を通じてその業界の実態がこれをあやまらなく把握されておる。あるいは機械工業振興臨時措置法同様、あるいは輸出品検査法同様、環境衛生法またしかり、ことごとくそういう論議を経てあらゆる角度からあやまらなく完璧が期せられておる。業種業態からそういう実態を把握した後にいふそのような対策を講じててもその実態にはぐれたような影響は生じないであらう、こういうことでこの調整組織を持つたといひましておるわけなのであります。ところが政府並びに与党は、これは無差別に不特定一切のものを対象としておられるのです。

だからそこに大きな問題点があるので。すなわち業態の実態を的確に把握することなく、相互にいろいろな機能を持ち合うのでございませう。たとえば鉄板なら鉄板からいろいろなものができていくでしょう。二次加工、三次加工。糸にいたしまして洋服からワイシャツから靴下からいろいろなものができていく。二次加工、三次加工に有機的に多角的に立体的に影響するのですから、そういうようにめくらめっぽうに対策を講じていくということとは、これはハンドルのなして走つていくようなものじゃないか。めくらめっぽうというところがありませうけれども、これは無軌道というか、とにかくそれは實際の話がめちゃくちゃなんです。それじゃいけませんよ。これは實際問題としてオール・オブ・ナッシングだ。これはこの法律が保障した限りはそういう新しい活動と、その活動を通じて新しい経済効果が現実の現象として発生してくるのです。これはオール・オブ・ナッシングだ。完璧であるかあるいはそれをやらないうか。だから私が申し上げるのは、この第五條の第三号は政令事項であるならたとえば化学工業は二百人でもこれはいかぬということを書かなければならぬ。石炭産業は従業員が千人でもこれはいかぬ。けれどもこれを書かなければならぬ。いろいろなことを書かなければならぬ。けれどもこれを今松平理事から、そういう理論はきつめて重要で欠くべからざる論点であるから、この際政令案なるものを一応原稿を書いて本委員会に資料として提出を求めよという連絡でありますから、当然この法律に関連

して政府においても腹案がありましようから、明日までにその腹案を一つ御提出あらんことを強く要望いたします。

それで今私が申し上げましたことに對して御答弁願います。

○水田國務大臣 従来の安定法において実施した経験のある業種だけ並べるなら、これはきわめて簡単でございますが、そうじゃなくてこの法案では今度商業及びサービス業へまで範囲を広げる、またその要望がそういう業者から非常に強くございますので、全部の業種について適用できるようにしたところに、このねらいがございます。従つて従来の安定法で経験しただけの業種を並べるだけでは実際の目的を果せませんので、そこに私も業種と云うのを抜いている一つの理由もあるわけでございまして、その辺は今おっしゃられるように社会党においては実態調査を十分やっているようなお話をございしますが、私もそれは思つております。また実態調査をやらなければこの商業及びサービス業の部門というものは非常にむずかしい問題でございまして、この際そういう範囲の特定をしない方がいいという考えで、そういうふうになっているというわけでございします。

めにこれは重大な影響を与えるので、容易にこのことはなすべからずという立場には立つのだが、しかしながらこれらの業種、業態についてはすでに他の法律がとにかく通過してゐる。その通過の過程においては当然その実態調査が政府の手によつて現実に明らかにされておるのである。そうして公共の福祉のために基本的な権利がどの程度まで調整されてもいかう、あるいは自由経済の基本的理念が国家経済の立場からどの程度まで調整を受けてもやむを得ないかという、そういう非常に神経質な論議が、その法律の審議の中において行われてゐる。そういう箇所を抜けてきておる。すなわちすでにそういう論議を通過されてゐる業種業態だけをわれわれは対象としておる。そのことは心配がないからです。そういう疑義については一切の問題が解明されてきておる。その箇所をまたいできておる、だからあらためて論議する必要はあるまい。社会公共の福祉と国家経済の立場、第三者の關係から、こういう業種業態だけを選んでおるといふ意義がそこにあるのです。従つてわれわれはそういう調整機能を付与するに當つても、どの程度の限界までよいのか、そこにおいてキャピタル・アンド・レーバーといふもののマキシマム、限界がちゃんとそこに出てくる。すなわち過去の法律の審議のときに、それから法律を現実に実施した過程において、これは明らかになつてきておる。ところが今あなた方が想定されておるのは、パチンコ屋から女郎屋から、一切のものを対象にしてゐるから、従つてこういうものに大きな国家権力が背景となる調整機能を付与すると、おそ

るべき事態が予想されるというのです。しかも法律第五号第三号にはそういう問題については政令にゆだねておる。どの業種は何人の業種は何人の業種はその資本金を越えてもよいといふような特例がみな書かれようとしてゐる。従つて問題はそこなんです。中小企業金融公庫法においてあの特例が設けられたことは、私も私どもにおいては異論がある。けれども石炭産業そのものだけを対象として論じてやむを得ざるべし。もし間違つたとしても、これは国家国民に対して大きな被害を与えない。債権保全の道が確保されておればこれは国家の金を回収することに事欠くことはない、こういうことで、大過なかるべしという想定でこういうことが許されておる。しかりとはいへ、これを政令にゆだねてはならぬ。しかるところ今回の法律はことごとく政令にゆだねんとしておるではないか。ゆだねんとする資料というのは、川上長官の言をもつてすれば向う三年を待たなければ、あなたは握ることはできぬという、大体タイミングのずれはなほだしきの限りと断ぜざるを得ない。

論じていけば数限りがないが、きょうはこの辺にして、せっかくの通産大臣も今の答弁を聞いてみるとちやらんばらんで、どうも頭がぼろぼろとしておるようだから、時間的に空気をいれて明日もう少し明晰な頭脳で一回一答をかわして、そうしてこいねがわくばこの法律が国家国民のために、また消費者、関連業者のために、悪い影響を与えないことがないように、そうして中小企業の安定と振興のために公正なる効果が期待できるように、そういう工合

に両方で心を合せてやりましよう。本日はこれでやめます。
○福田委員長 本日の質疑はこの程度にとどめます。次会は明二十三日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十七分散会

昭和三十三年四月二十五日印刷

昭和三十三年四月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局